

2024年6月3日

総代の皆さまへ

大阪府中央区城見1丁目4番35号
住友生命保険相互会社
取締役 代表執行役社長 高田 幸徳

2024年定時総代会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社2024年定時総代会を下記のとおり開催いたします。ご多用中誠に恐縮ながら万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠にお手数ながら、添付の総代会参考書類をご検討の後、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2024年7月1日（月曜日）午後5時までに当社に到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日時 2024年7月2日（火曜日）
午前10時00分から
（開催時刻を例年から30分繰り上げております）
2. 場所 大阪府中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪 2F「鳳凰の間」（案内図同封）
3. 会議の目的事項
報告事項
1. 2023年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 審議委員会審議事項報告の件
決議事項
第1号議案 2023年度剰余金処分案承認の件
第2号議案 社員配当金割当ての件
第3号議案 取締役11名選任の件

以上

◎事業報告、計算書類、連結計算書類および総代会参考書類に記載すべき事項を本定時総代会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.sumitomolife.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

添付書類

1. 2023年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告書

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2023年度のがわが国経済は、コロナ禍を乗り越え、緩やかな回復基調を取り戻しました。個人消費などの国内需要が低迷したものの、インバウンド需要などに支えられ、緩やかに成長しました。

国内株式は、2023年3月の東京証券取引所の要請による企業経営改革への期待、堅調な企業業績等を背景にした海外資金の流入等により大きく上昇し、2024年2月には、日経平均株価が34年ぶりに過去最高値を更新しました。国内長期金利は、上半期末にかけて日本銀行の金融政策修正への思惑等により上昇基調で推移しましたが、その後は欧米の金融緩和に対する期待等に応じて一進一退で推移しました。また、2024年3月には、賃金の上昇を伴う2%の物価安定目標実現の見通しが立ったことを受け、マイナス金利政策の解除が決定されました。外国為替相場は、上半期末にかけて日米の金利差拡大などを背景にドル高円安が進みました。その後は金利差縮小の見通しもあり、一時円高方向に推移しましたが、2024年1月からは米国の良好な経済指標や日本の低金利継続が意識され、同年3月には約34年ぶりのドル高円安水準となりました。

<事業の経過及び成果>

当社は、「社会公共の福祉に貢献する」というパーパス（存在意義）のもと、その実現に向けて果たすべきミッション（使命）として、「サステナビリティ経営方針」を定めております。

このミッションの実現に向け、住友生命グループの2030年のありたい姿を「ウェルビーイング^{*1}に貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」とする「住友生命グループVision2030」（以下、「Vision2030」）を策定しました。「Vision2030」では、“住友生命「Vitality」^{**2}を核とした先進価値で、保険や健康増進などお客さまのニーズに応じていく領域はもとより、地域創生や地球環境といった社会課題の解決にも積極的に取り組むとともに、ビジネスパートナーや従業員を含むすべてのステークホルダーのウェルビーイングを支える取組みを進め、1人でも多くの方の「よりよく生きる」に貢献し、持続可能な未来の実現を目指しております。また、そのための目標として、2000万名の方々にウェルビーイングの価値を提供し、その中核となるVitality会員数を500万名に増やすことを掲げており、住友生命グループ一丸となって取組みを進めております。

この「Vision2030」の実現に向け、2023年度にスタートさせた3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2025」においては、サステナビリティ重要項目の取組みを進めるとともに、「ウェルビ

*1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

*2 “住友生命「Vitality」”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。また、Vitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」も提供しております。

ーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の4つの取組みに注力しております。また、これらを確実なものとするための推進エンジンとして、「人財共育」および「デジタル&データ」の取組みを進めるとともに、事業のサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成や事業リスク対策も進めております。

(サステナビリティ重要項目の推進)

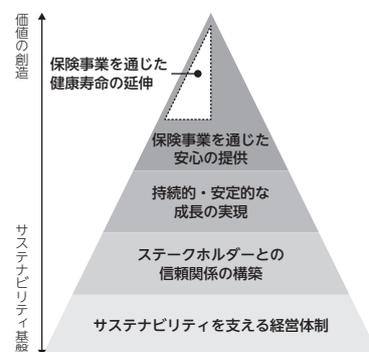
当社は経営方針に基づき、右図のとおり5つの項目を「サステナビリティ重要項目」として定めており、“住友生命「Vitality」”を通じた健康長寿社会への貢献や社会・環境課題の解決等の取組みを進めました。

健康長寿社会への貢献に向けては、“住友生命「Vitality」”を広く社会に向けて発信するとともに、商品、プログラムメニュー、特典（リワード）の進化に資する取組み等を進めました。

社会・環境課題の解決に向けては、カーボンニュートラル社会の実現に向け、住友生命グループの温室効果ガス（GHG）排出量2050年ネットゼロ^{※3}を目標としており、事業活動から生じるGHG削減^{※4}の取組みとして、保有する大規模ビルのLED化や再生可能エネルギーの導入、紙使用量の削減等のほか、支社・支部における営業活動用に環境性能の優れたハイブリッド車の導入も開始しました。また、当社単体の資産ポートフォリオの2030年GHG削減目標^{※5}を50%に設定しており、目標の達成に向けて、投融資先との対話やトランジションファイナンス^{※6}等を通じ、各企業の脱炭素に向けた取組みを後押ししました。加えて、生物多様性の保全と回復に向けた取組みの一環として、自然資本・生物多様性に関わる国内外のイニシアティブ^{※7}にも積極的に参加しました。

また、人権課題の解決に向けては、「住友生命グループ人権方針」に基づき、人権デュー・ディリジェンス^{※8}や人権啓発研修等を実施したほか、ビジネスパートナーのウェルビーイングの更なる推進を図る観点から「パートナーシップ構築宣言」^{※9}を公表しました。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しており、中学生・高校生を対象とする金融リテラシー等に関する授業も行いました。



※3 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する（全体としての温室効果ガスの排出をゼロにする）ことを意味します。

※4 対象はScope1+2+3（資産ポートフォリオからの排出量は別途管理）としており、2030年目標としてグループで「2019年度対比GHG排出量（Scope1+2+3）50%減」を設定しております。なお、Scopeとは、GHG排出量を算定・報告する際の手順を定めた国際的な基準であるGHGプロトコルにおける区分であり、Scope1（直接排出量）、Scope2（間接排出量）、Scope3（その他の排出量）の3つがあります。

※5 削減目標は2019年度対比です。削減指標は、資産規模の影響を排除して評価するため「保有残高あたりのGHG排出量」（資産ポートフォリオのGHG排出量÷資産ポートフォリオ残高）とし、また対象Scopeは投融資先のScope1+2としております。

※6 脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則り着実なGHG削減の取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的としたファイナンス手法のことです。

※7 投資家等が協働して推進する取組みを意味します。

※8 事業活動において起こりうる、顕在化した、または潜在的な人権に対する負の影響を継続的に検証し、未然防止または軽減に努める取組みのことです。

※9 関係閣僚（内閣府、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び内閣官房副長官）と一般社団法人日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭、日本労働組合総連合会会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された仕組みで、取引先との共存共栄の取組みや「取引条件のしわ寄せ」防止等を代表者の名前で宣言するものです。

(ウェルビーイングデザインへの進化)

保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供にとどまらず、保険以外の領域も含めたサービスを総合的に提供する「ウェルビーイングデザイン」へと進化させることを通じて、お客さまを守り・増やしていくとともに、これまで以上に地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる会社の実現に取り組みました。

営業職員チャネルにおいては、「Vision2030」における目指す姿として、お客さま一人ひとりに最適なウェルビーイングをお届けするため、すべての営業職員が「ウェルビーイングデザイナー」への進化を目指すこととしており、“住友生命「Vitality」”を中心としたライフデザインの領域に加え、非保険領域のサービスを総合的に提供するとともに、これまで以上に地域社会への貢献にも取り組むなど、活動の幅を広げました。また、お客さまに寄り添いウェルビーイングを提供し続ける競争力の高い人財集団づくりに向け、AI等を活用した活動・コンサルティングサポートの展開を通じて、新人営業職員や指導者教育のレベルアップを図りました。

“住友生命「Vitality」”においては、Vitality健康プログラムの魅力をさらに高めるべく特典（リワード）の拡充に努めたほか、Vitality会員の健康増進活動を一層促進するため、発売5周年企画として期間限定の特典（リワード）を提供するなどの取り組みを行い、2024年3月には累計販売件数が170万件を超えました。さらに、より幅広いお客さまの健康増進活動に貢献するため、アクティブチャレンジ^{※10}等のVitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」の提供に注力し、非保険領域のサービス拡充に努めました。また、アクティブチャレンジの仕組みを活用した寄付の取り組みが評価され日本赤十字社から「金色有功章」^{※11}を受章したほか、保障の独自性や商品内容等がファイナンシャルプランナーから評価され、「2024年 オリコン顧客満足度[®]調査 総合保障保険ランキング」^{※12}において“住友生命「Vitality」”が第1位を獲得しました。

保険商品の充実という観点では、お客さまの資産形成ニーズに応えるため、一時払終身保険の予定利率を段階的に引き上げるとともに、平準払個人年金保険「たのしみワンダフル」^{※13}の予定利率を2023年10月に引き上げました。また、職業のみの告知で、90歳まで加入が可能な一時払終身保険「スマセイのかんたん告知終身保険90」を2024年4月に発売しました。

さらに、業務提携を通じた商品ラインアップの一層の拡充に向け、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、“住友生命「Vitality」”を中心とした当社商品とあわせて、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

※10 1週間のサイクルで設定される運動ポイント目標を達成することで、特典が受けられる短期プログラムです。

※11 日本赤十字社が創設した表彰制度で、一定額の活動資金（事業資金）を納めた功労者などに贈られるものです。

※12 株式会社oricon MEが毎年実施する、ファイナンシャルプランナー30名が「保障の独自性」「商品内容」「保険料」を項目ごとに評価したランキングです。

※13 金融機関を通じた販売名称は「たのしみ未来」等です。

サービス面では、「人ならではの」の価値に「デジタル」を融合することで、あらゆる接点においてお客さまの状況・状態に応じたサービスを提供し、体験価値を向上させることに取り組みました。具体的には、お客さまの利便性向上を目的として、インターネット上で保険の資料請求、保険プラン作成依頼や契約の申込み、加入後の保全手続き・給付金請求等が可能なスマートフォンアプリ「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」を2023年4月に提供開始しました。また、2024年3月には、商品付帯サービスの利用対象者を拡大し、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」上で利用可能とするレベルアップを行いました。さらに、同年3月には、「TREE PAYMENT」^{※14}を営業職員が取り扱うすべての生保・損保商品に拡大し、保険加入時や契約内容の変更時等の場面でペーパーレス決済等のサービスを利用可能としました。「スミセイ未来応援活動」^{※15}を中心としたアフターサービスの提供にあたっては、高齢社会やデジタル社会を踏まえた対応として「スミセイのご家族アシストプラス」^{※16}や「スミセイダイレクトサービス」^{※17}の登録を推進しました。

また、2024年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、保険金・給付金請求時の簡易取扱いや契約者貸付利率の減免等の対応を迅速に行うとともに、お見舞い活動や請求勧奨等の取組みも推進しました。

金融機関等代理店チャンネルでは、多様化するお客さまニーズや環境変化に的確に応えるため、商品をフルラインで取り揃えるとともに、お客さま向けサービスや代理店サポートの拡充に努めました。2023年6月には、従来の外貨建一時払個人年金保険に「円建」を追加した一時払個人年金保険「たのしみグローバルⅢ（指数連動プラン）」「たのしみグローバルⅢ（定率増加プラン）」を発売しました。また、2024年4月には、従来の一時払終身保険に、3つの健康状態の告知で加入でき、加入後すぐに一時払保険料を上回る死亡保障が得られる「3つの健康告知プラン」を追加した円建一時払終身保険「ふるはーとJロードⅢ」および外貨建一時払終身保険「ふるはーとJロードグローバルⅢ」を発売しました。

国内子会社における取組みについては、メディケア生命保険株式会社（以下、「メディケア生命」）にて、保険ショップ、銀行・信用金庫、ソニー生命保険株式会社等に医療保険を中心とした商品を提供し販売を推進しており、主力商品である医療終身保険「新メディフィットA（エース）」について、2023年4月に、入院や退院後の在宅療養による経済的負担等を保障する特約を発売したほか、同年12月には、損傷に対する通院保障を充実させる商品改定を行いました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォームや異業種企業等と連携したデジタル保険の展開を進めており、「PayPay」アプリ内から加入する商品として、「熱中症お見舞い金保険」と「インフルエンザお見舞い金保険」の提供を推進しました。

また、保険ショップを展開する、いずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きデジタルツールを活用した面談などを通じ、お客さまの比較検討ニーズに応える的確なコンサルティングに努めました。

※14 お客さまの希望するタイミング・手段で決済できるサービスプラットフォームであり、株式会社シーエスエスと株式会社電算システムの登録商標です（登録商標 登録第 6561080 号）。

※15 定期訪問等を通じてお客さまに加入内容を十分に理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断（コンサルティング）する活動です。

※16 お客さまが認知症等に罹患した場合、あらかじめ登録いただいた家族が契約内容の確認や手続きをすることができるサービスで、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。

※17 自宅や外出先などから、インターネットや電話、提携ATMで、簡単に入出金取引・各種手続き・契約内容照会を利用できるサービスです。

ホールセールでは、幅広いニーズに応えるため、企業保険の提供や、法人向けサポートメニューの充実等、総合的な企業福祉制度の実現のサポートに取り組みました。

団体保険分野では、福利厚生制度の充実を図る商品とサービスの提供に努めており、その一環として、「治療と仕事の両立支援」「健康経営」というニーズに応える団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」「ホスピタV」の販売に注力しました。団体年金分野では、2023年4月に、低廉な手数料を設定した確定拠出年金「スミセイDC新総合型プラン」を発売したほか、2024年4月には企業の定年年齢延長等の社会環境の変化を踏まえ、55歳以降も10年タイプ単独で更新可能な確定拠出年金向けの新商品「スミセイDC年金10年NEO」を発売するなど、加入者の利便性向上に努めました。また、従業員向けセミナーや経営者向けコンサルティング等の提供にも取り組みました。

さらに、充実した暮らしを支え、地域に根付いたウェルビーイングサービスを提供するため、地域企業における健康経営・ウェルビーイング経営や、自治体における取組みをサポートしました。自治体連携の取組みとしては、地域住民の健康増進等、自治体の課題解決を図る取組みを実施しており、アクティブチャレンジ等のVitality健康プログラムの一部を自治体に提供する「Vitalityウォーク」を20以上の自治体にて実施しました。また、大阪府と実施している「大阪Vitalityチャレンジ」^{*18}では、登録者数が累計10万名を超えるなど多くの方に利用いただきました。こうした取組みを含め、2024年3月時点で、44の都道府県および全国の多数の市町と協定締結・事業連携等を行いました。

（新規領域でのイノベーションの実現）

一人ひとりのよりよく生きるに貢献するため、WaaS^{*19}の開発に取り組み、実装に繋げるとともに、新規領域におけるサービスを充実させることで、住友生命グループのサービスを受けただけのお客さまの拡大に取り組みました。

その中核となる“住友生命「Vitality」”による健康増進を推進するため、2023年10月には、三井住友カード株式会社とヘルスケア分野における業務提携を行い、「Vitalityスマート」に「Vポイント」^{*20}を獲得できる特典（リワード）を追加した「Vitalityスマート for Vポイント」の提供を開始しました。また、企業が利用料を負担することで従業員が「Vitalityスマート」を利用できる企業向けサービス「Vitality福利厚生タイプ」の提供を一部地域で開始し、2024年6月からは全国での提供を予定しています。

また、「病があっても幸せに、齢を重ねても幸せに」をコンセプトに各種サービスの開発を進め、2023年10月にはプレコンセプションケア^{*21}領域における企業向けサービス「不妊治療と仕事の両立支援」ソリューション^{*22}の提供を開始し、順次サービスの実装に取り組みました。同年12月にはヘルスケア事業の更なる拡大を目的に、重症化予防領域のパートナーとして自治体向けサービスの共同開発や団体保険への付帯サービス提供等の協業を行ってきた株式会社PREVENTを完全子会社化しました。

^{*18} 大阪府在住・在勤の方を対象に最大12週間無料でVitality健康プログラムの一部を体験いただく取組みです。プログラムの利用を通じて健康づくりに向けた行動変容を促し、蓄積されたデータの分析や活用によって、大阪府の皆さまの生活の質の向上を目指しております。

^{*19} 「Well-being as a Service」の略で、“住友生命「Vitality」”を中心に「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」を支えるサービスをエコシステムとして展開しております。

^{*20} 三井住友カード株式会社が提供するポイントサービスです。

^{*21} 女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと、そして、元気な赤ちゃんをさずかるチャンスを増やす、女性や将来の家族がより健康な生活を送れるようにする一連の取組みのことで。

^{*22} サービス名称は「Whodo整場（フウドセイバー）」です。

さらに、オープンイノベーションによる事業共創を実現するため、CVC^{*23}ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」を通じ、スタートアップ企業への投資を推進したほか、新規領域におけるサービスの充実に向けて、アイアル少額短期保険株式会社を活用し、より機動的な保障の提供に向けた検討を進めました。

(収益構造改革・グループ戦略)

住友生命グループのサステナビリティを高めるため、資産運用や海外事業の強化、コストコントロールなど、持続的安定的な成長に資する総合的な取組みを進めました。また、社会・環境課題の解決に向けた取組みをグループ全体として推進しつつ、「Vision2030」を実現するための戦略をグループベースで策定し、グループとしての一体感やシナジー発揮に向けた運営を推進しました。

資産運用では、責任ある機関投資家として、中長期の安定的な運用収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指して取組みを進めました。保険金等の確実なお支払いに資することを目的として安定的に運用する「ALM^{*24}運用ポートフォリオ」では、国内金利リスク削減および収益力向上のため、金利上昇により投資妙味が高まった日本国債や為替ヘッジ付外貨建クレジット資産等の残高を積み増しました。一定のリスクの範囲内で運用収益の向上を目指す「バランス運用ポートフォリオ」では、収益性の低下した為替ヘッジ付外国国債の削減を進める一方で、為替ヘッジを行わない外国国債や国内外株式を機動的に積み増しました。また、持続可能な社会の実現に貢献すべく、スチュワードシップ活動を通じた投資先企業との対話やESGテーマ型投融資^{*25}の規模拡大等、実効性向上に向けた取組みを推進しました。2024年1月には「資産運用立国実現プラン」を策定・公表しており、多様な資産への投資を拡大することや優秀な新興資産運用会社の開拓を進めていく等、お客さまの資産形成に資する魅力ある商品を提供するための取組みを開始しました。

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを基本方針とし、北米とアジアを海外における生命保険事業展開の中心と位置付け、米国子会社であるSymetra Financial Corporation（以下、「シメトラ」）の持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、グローバル人財の育成および新規M&Aの検討に注力しました。特にアジア出資先のひとつであるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下、「シングライフ・ホールディングス」）は、デジタルを活用した先進的なシステムやビジネスモデルを有することから、そのノウハウの獲得等を目的に経営に関与し、2024年3月にはアジア地域における同社の事業展開の実績や今後の成長性などを踏まえ、同社の完全子会社化を行いました。また、同年4月には同社との関係強化やアジア地域の市場調査を目的としてシンガポールに駐在員事務所を設立しました。

グループ戦略については、住友生命グループ全体の持続可能性を高めるため、グループ経営方針・グループ経営計画の策定を進めているほか、グループベースのガバナンスを強化する観点から、グループ経営管理の更なる高度化や内部統制システムの整備についての検討を進めました。

*23 CVC（Corporate Venture Capital）とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。

*24 ALM（Asset Liability Management）とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

*25 ESG課題の解決を目的とした債券（例：グリーンボンド）等への投融資のことです。

(人財共育)

ウェルビーイングに貢献し、持続可能な未来を実現していくための根幹である「人の価値」を高めるため、社長を本部長とした「人財共育^{※26}本部」を中心として、経営方針に基づいた事業戦略と人財戦略の一体化の取組みを進めました。

2023年度からは、経営戦略を踏まえた新コンピテンシー（目指す人財像）運営を開始したほか、職員の自律的なキャリアプランニングを推進しました。

人財共育の取組みを支える土台作りとして、働き方改革、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）^{※27}の更なる推進、健康経営にも取り組みました。働き方改革については、2023年2月に移転した東京本社において、より一層の価値創造に繋がる働き方を追求し、全社へと伝播することを目指し、所属を越えた職員間のコミュニケーションの活性化、コラボレーションの創出に資する取組み等を進めました。DE&Iの取組みとしては、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業として、2023年6月に「プラチナくるみんプラス」^{※28}の認定企業となりました。

また、優秀人財の確保や職員の成長と更なる生産性向上に向けて、若年層等を対象に昇格基準等にコンピテンシー評価を導入し、成長度をより実感できる評価制度への見直しを行ったほか、初任給を含む処遇水準の引上げ等を行いました。ライフデザイナー等については、“住友生命「Vitality」”の提供を核として、お客さまの健康増進やウェルビーイングへ貢献するためのフォロー活動に対する評価の拡充等、お客さまの満足度と職員の達成感の向上に資する制度改正を行いました。

(デジタル&データ)

人の力だけでは実現できないことをデジタルとデータで補完して新たな価値を提供するため、2023年4月に設置した「デジタル&データ本部」において、住友生命グループ全体のデジタル化・データ活用を推進するとともに、各部門における実行支援等に取り組みました。同年7月には、日常業務の生産性向上やお客さま向けサービスの開発・レベルアップを目的として、本社・グループ会社の職員約1万人を対象に生成AIを導入しました。また、多様なスキルを持ったデジタル人財の育成に向けて、Eラーニングによるリテラシー向上やワークショップを中心とした研修の実施などにも取り組みました。

※26 経営戦略を具現化する職員（人）を「財（たから）」と位置づけ、上司と部下がお互い「育てる・育てられる存在」として共に育つことを意味します。

※27 DE&I（Diversity, Equity & Inclusion）とは、多様な人財が、異なる感性を尊重し合いながら、公平な環境で、伸びやかに力を発揮できる状態を目指す考え方です。

※28 「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん」の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の基準を満たした場合に、「プラス認定」が追加されます。

(よりよい企業風土の醸成・事業リスク対策)

事業のサステナビリティ向上に向けて、よりよい企業風土の醸成および事業リスク対策の検討を進めました。

よりよい企業風土の醸成に向けては、「お客さま本位の業務運営」の更なる推進のため、全役職員がこれまで以上にお客さまの視点で発想し行動できるよう、「住友生命グループ行動規範」^{※29}の浸透に注力しました。加えて、職員一人ひとりの「ありたい姿 (WILL)」を育み、組織の一体感を醸成するため、ウェルビーイングに関するミーティングの機会を定期的に設けるとともに、役員層と職員との対話機会の拡充等を行いました。

また、人口減少や気候変動といった環境変化への対応が不十分となり、当社のビジネスモデルにおける強みが損なわれ、「Vision2030」や経営計画の達成を阻害するリスクを事業リスクと捉え、事業リスクの洗出しと特定等、PDCAサイクルを明確化したうえでモニタリングを開始しました。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、財務基盤の一層の強化を目的として2023年8月に500億円の基金を募集し、基金の総額（基金償却積立金を含む）は6890億円となったほか、米ドル建永久劣後特約付社債の発行により2024年1月に10.4億米ドル（1516億円）を調達しました。一方、2013年度に発行した米ドル建劣後特約付社債10億米ドル（994億円）を2023年9月に期限前償還しました。

経営管理面では、環境変化や「Vision2030」の制定等を踏まえ、2017年に策定した「消費者志向自主宣言」を改正しました。また、ガバナンスの充実という観点では、総代候補者選考委員会^{※30}において、2025年改選の総代候補者に関する自薦を公募し、同委員会が推薦する候補者の一部を当該自薦者から選定することが決定されました。

(業績の概況)

2023年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、転換契約を中心に“住友生命「Vitality」”の販売件数は増加したものの、新規契約の獲得が伸び悩んだほか、平準払貯蓄性商品の販売が減少したこと等により前年度比1.2%減の1081億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比4.3%減の690億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.1%増の2兆2627億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{※31}については、13月目継続率で97.4%（前年度末比0.0ポイント減）、25月目継続率で94.0%（同0.8ポイント増）となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆3182億円（前年度末比0.2%減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆7909億円（同3.4%増）となりました。

※29 役職員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくために定めているものです。

※30 幅広い層からの総代候補者の選考を行うため、社員の中から職業・年齢等を考慮し、総代会で選任された10名の委員によって構成されております。

※31 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：2021年11月から2022年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：2020年11月から2021年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

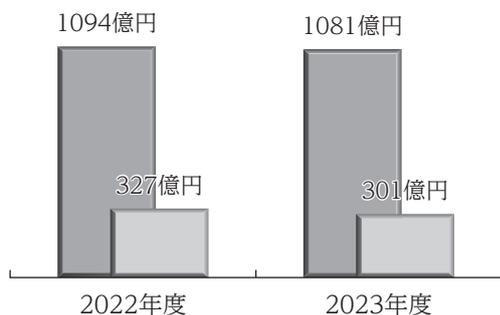
・年換算保険料

	2023年度	前年度比
新契約	1081億円	1.2%減
うち生前給付保障+医療保障等	301億円	8.2%減

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

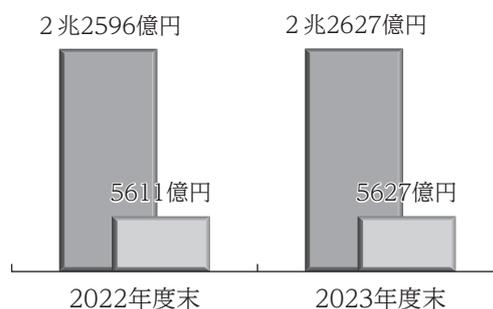
	2023年度末	前年度末比
保有契約	2兆2627億円	0.1%増
うち生前給付保障+医療保障等	5627億円	0.3%増

・新契約年換算保険料



■新契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

・保有契約年換算保険料



■保有契約全体 ■うち生前給付保障+医療保障等

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2023年度	前年度比
新契約（グループ全体）	3242億円	16.6%増

	2023年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	3兆4490億円	13.4%増

- (注) 1. 新契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラの合計額です。
2. 保有契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフ・ホールディングスの合計額（2022年度末は、住友生命、メディケア生命、シメトラの合計額）です。
3. 住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険の合計額です。
4. シメトラ、シングライフ・ホールディングスの決算日は12月31日です。

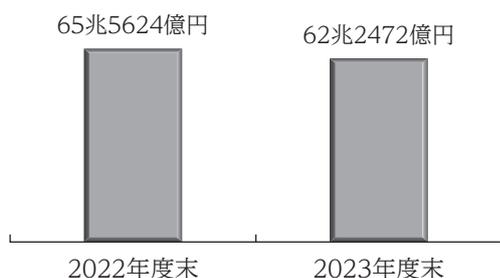
・保険金額

	2023年度	前年度比
新契約高	8932億円	30.8%減
減少契約高	4兆2084億円	8.2%減

	2023年度末	前年度末比
保有契約高	62兆2472億円	5.1%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
 2. 減少契約高の主なもの、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

・保有契約高（保険金額）

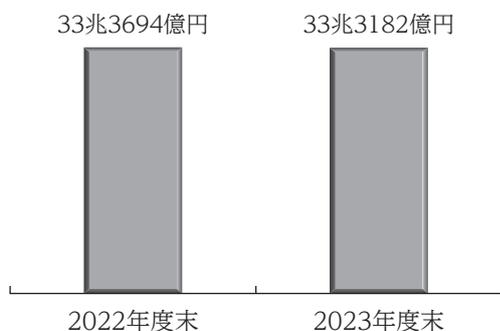


【団体保険および団体年金保険】

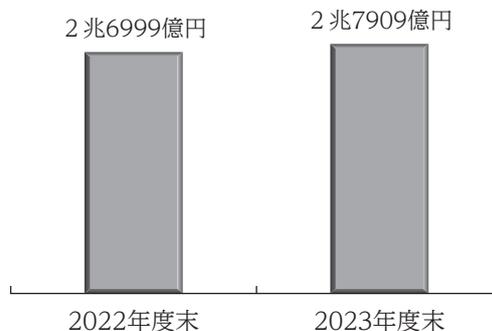
		2023年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	33兆3182億円	0.2%減
団体年金保険	保有契約高	2兆7909億円	3.4%増

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

・団体保険保有契約高



・団体年金保険保有契約高



(収支・資産等の概況)

2023年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆1828億円（前年度比1.5%減）、資産運用収益が1兆3165億円（同9.4%増）、支出面では、保険金等支払金が2兆311億円（同3.5%増）、資産運用費用が4698億円（同21.0%減）、事業費が3325億円（同1.1%減）となりました。こうした結果、経常利益は1472億円（同138.1%増）となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余は719億円（同51.1%減）となりました。

また、当期末処分剰余金は696億円（前年度比53.0%減）となりました。

基礎利益については、為替ヘッジコストが増加した一方で、新型コロナウイルス感染症に関連した入院給付金等支払いが減少したこと等により2617億円（前年度比10.7%増）となりました。

年度末の総資産については38兆2010億円（前年度末比8.2%増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆7619億円（前年度末比1.6%増）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、717.6%（前年度末比95.2ポイント減）と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2023年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2023年度	前年度比
経常収益	4兆3787億円	3.6%増
経常利益	1177億円	99.1%増
親会社に帰属する当期純剰余	1641億円	17.5%増

グループ基礎利益*	3056億円	16.9%増
-----------	--------	--------

※グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、シングライフ・ホールディングス、バオベト・ホールディングス、BN I ライフ、P I C C 生命の税引前利益（住友生命の持分相当額）を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

	2023年度末	前年度末比
総資産	48兆2098億円	13.0%増

<対処すべき課題>

2024年度は、「Vision2030」で掲げるありたい姿「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向け、「スミセイ中期経営計画2025」に掲げる「ウェルビーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の4つの取組みを通じ、すべてのステークホルダーのウェルビーイングへの貢献に取り組み、「ウェルビーイング価値提供顧客数」「Vitality会員数」等の拡大を目指してまいります。

「ウェルビーイングデザインへの進化」においては、保険・非保険のサービスをお客さまに総合的に提供するため、新たな商品開発と“住友生命「Vitality」”の更なる魅力向上に取り組むとともに、営業職員チャネルなどにおいて「Vitality体験版」・「Vitalityスマート」の提供を推進することを通じて、より多くのお客さまに“住友生命「Vitality」”の価値を実感いただき、保険を通じた安心を提供することを目指してまいります。これらの取組みを支えるため、ウェルビーイングを提供する競争力の高い人財集団づくりを推進し、お客さまへのより質の高いサービスの提供に努めてまいります。また、多様化するお客さまの資産形成ニーズに対応するべく、保険以外の金融商品も含めた総合的な金融コンサルティングの提供等により、ファイナンシャル・ウェルビーイングへの貢献にも取り組んでまいります。さらに、自治体と連携した「Vitalityウォーク」の展開や「Vitality福利厚生タイプ」の全国でのサービス開始などを通じて、充実したくらし・世代を支え、地域に根差したウェルビーイングサービスを提供してまいります。

「新規領域でのイノベーションの実現」においては、健康増進の取組みに加え、ウェルビーイングサービスの開発とWaaSの実装を進めてまいります。具体的には、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」によるWaaSサービスの提供や、「Vitalityスマート for Vポイント」などプラットフォーム等と連携した顧客接点の創出、新たな商品・サービスを開発してまいります。また、多様なお客さまニーズに応えるためのミニ保険^{*32}の開発にも努めるとともに、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」の更なるレベルアップ等により住友生命グループとしてお客さまにウェルビーイングをお届けする取組みを一層進めてまいります。

「収益構造改革・グループ戦略」においては、住友生命グループのサステナビリティを高めるため、リスク対比リターンの高い資産などへの投資を拡大し更なる資産運用収益力の向上に取り組むとともに、スチュワードシップ活動を通じた投資先企業との対話やESGテーマ型投融資を実施し、社会・環境課題解決のためのインパクト創出に注力してまいります。さらに、収益基盤や持続可能性を強化するために海外事業を推進していくとともに、引き続きグループガバナンスの強化やより一層のグループシナジーの発揮に向けた取組みを進めてまいります。そして、グループ一体となった取組みを進める中で、カーボンニュートラルの実現やすべてのステークホルダーの人権尊重など、社会・環境課題の解決に向けて取り組んでまいります。

また、これらの取組みを確実なものとするための推進エンジンとして、引き続き、「人財共育」および「デジタル&データ」の取組みに注力するとともに、健康長寿社会に貢献することを中心にサステナビリティ重要項目に対する取組みを推進してまいります。

さらに、これらの取組みの基盤として、全役職員がお客さま本位の業務運営をより一層推進し、住友生命グループ行動規範の実践とコンプライアンスに根差した誠実な業務遂行を徹底することを通じて、よりよい企業風土の醸成に取り組むことに加え、社会の変化に適時適切に対応し、今後予想される様々な事業リスクへの対策にも取り組んでまいります。

以上の取組みを着実に進めることで、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向けた歩みを加速させてまいります。

^{*32} 保険金額が少額かつ保険期間が短期という特徴を持つ、シンプルで分かりやすい商品を意味します。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	58 0356	54 1042	51 0584	47 9709
	個人年金保険	14 9289	14 7531	14 5040	14 2762
	団体保険	33 0951	33 3001	33 3694	33 3182
	団体年金保険	2 6665	2 7163	2 6999	2 7909
その他の保険	1967	2181	2658	2848	
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入	2 1877 55	2 1431 99	2 2164 29	2 1828 42	
資産運用収益	8160 10	8670 86	1 2030 13	1 3165 80	
保険金等支払金	1 7460 05	1 7572 64	1 9631 19	2 0311 01	
経常利益	1556 34	1459 62	618 52	1472 76	
当期純剰余	547 33	583 42	1472 04	719 46	
社員配当準備金繰入額	541 81	583 10	570 67	583 55	
総 資 産	35 4007 86	36 4433 23	35 2981 66	38 2010 01	

- (注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

《ご参考》当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	3 5177 15	3 5994 28	4 2254 99	4 3787 69
経常利益	1182 23	1288 11	591 53	1177 91
親会社に帰属する当期純剰余	269 65	456 05	1397 87	1641 96
包括利益	5850 76	△4244 05	△8067 41	1 0623 08
純資産額	2 1038 68	1 6252 79	7602 27	1 7848 43
総 資 産	41 0940 86	42 9942 87	42 6624 08	48 2098 93

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支 社	90	90	0
事 業 部	2	2	0
支 部	1,528	1,531	3
海外駐在員事務所	3	3	0
計	1,623	1,626	3
代 理 店	514	528	14

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平 均 年 齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	10,511	10,429	△82	47	17	359
営 業 職 員	33,554	31,797	△1,757	46		

(5) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社	50,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達の状況

基金の募集により2023年8月に500億円を調達しました。

米ドル建永久劣後特約付社債の発行により2024年1月に10.4億米ドル（1516億円）を調達しました。

2013年度に発行した米ドル建劣後特約付社債10億米ドル（994億円）について2023年9月に償還しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	94,372
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
八重洲セントラルタワー信託受益権取得	61,900

(8) 重要な子会社等の状況

a. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
株式会社PREVENT	愛知県名古屋	医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業	2016年7月15日	100百万円	100%
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,258 百万シンガポールドル	100%
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
マイコミュニケーション 株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
株式会社エージェント・ インシュアランス・グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	336百万円	37.96%
日本ビルファンド マネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および 投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
ジャパン・ペンション・ ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアピア	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムドン	22.08%

(注) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等7社およびSymetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2023年11月7日	当社は、当社の関連法人等であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.が行った約1.8億シンガポールドル（約198億円）の増資の引受けを行い、同社への出資割合を23.22%から27.00%へ増加させました。
2023年11月11日	当社の関連法人等であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Financial Pte. Ltd.を清算し、同社は当社の関連法人等では無くなりました。
2023年12月8日	当社は、株式会社PREVENTの発行済株式をすべて取得しました。これにより、同社は当社の完全子会社となりました。
2023年12月18日	当社は、当社の子会社である株式会社PREVENTが行った約4億円の増資の引受けを行いました。
2024年1月31日	当社の子会社である株式会社PREVENTは、約2億円の減資を行いました。
2024年3月18日	当社は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の発行済株式をすべて取得しました。これにより、同社は当社の完全子会社となるとともに、同社の傘下子会社7社は当社の子会社となりました。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	取締役会長 指名委員 報酬委員		
高田幸徳*	取締役 指名委員 報酬委員		
角英幸*	取締役		
米森剛志*	取締役		
百合達哉	取締役 監査委員		
森公高	取締役 (社外役員) 監査委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山登志子	取締役 (社外役員) 監査委員	<ul style="list-style-type: none"> ・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 	
山本謙三	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 	
白河桃子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・相模女子大学大学院 特任教授 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 	
石井茂	取締役 (社外役員) 監査委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ソニーグループ株式会社 社友 ・株式会社横浜銀行 社外取締役 	
小林充佳	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本電信電話株式会社 相談役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・関西テレビ放送株式会社 社外取締役 	

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である百合達哉を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋本雅博*	代表執行役		
高田幸徳*	代表執行役社長		
角英幸*	代表執行役専務 グループ・サステナビリティ オフィサー	[ブランドコミュニケーション部、企画部、主計部、経理部] 担当	
栄森剛志*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当	
松本巖	執行役専務	[運用企画部、ALM証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部] 担当	
岩井豊城	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部] 担当	
堀江喜義	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、大阪総括部、損保事業部、首都圏本部、近畿北陸本部、大阪すみれい事業部] 担当	
松本誠	執行役常務	[リスク管理統括部、コンプライアンス統括部、運用審査部、運用管理部、事業企画部] 担当	
汐満達	執行役常務	[CX企画部、新規ビジネス企画部、財務部、不動産部、情報システム部] 担当	
藤秀壮	執行役常務	[年金事業部、法人総括部、公法人部、都心総合法人部] 担当	
香山真	執行役常務	[総務部、勤労部、人事部、人財共育本部事務局] 担当	
高尾延治	執行役常務	[調査広報部、商品部] 担当	

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2024年4月1日付で、代表執行役専務角英幸は代表執行役副社長に、執行役常務堀江喜義および松本誠は執行役専務に、橋本篤史、寺崎啓介および川口謙誠は執行役常務に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	11	178
執行役	14	829
計	25	1,008

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2023年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2023年度中に報酬を支給した者（取締役4名、執行役2名）を含んでおります。
2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。
- a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

<p>1. 基本方針</p> <p>執行役および取締役の個人別の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。</p> <p>b. 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない）</p> <p>c. 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。</p> <p>d. 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。</p> <p>2. 報酬体系</p> <p>業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役に對する報酬体系は、別体系とする。</p> <p>a. 執行役の報酬体系</p> <p>執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。</p> <p>具体的には、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 固定報酬</p> <p>役位および職務内容に応じ決定する。</p> <p>(2) 業績連動報酬（単年度）</p> <p>役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。</p> <p>全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%～120%とする。</p> <p>業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%（業績連動指標100%達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。</p> <p>(3) 業績連動報酬（中長期）</p> <p>執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースとした業績連動報酬（EV）および、非財務評価に応じたポイント累計をベースとした業績連動報酬（非財務）を支給することができる。</p> <p>なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。</p> <p>注）執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。</p> <p>b. 取締役の報酬体系</p> <p>取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役に對する報酬は支給しない。</p> <p>3. 報酬の水準</p> <p>同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。</p>

【固定報酬と業績連動報酬（単年度）の支給割合】

取締役（執行役を兼務する者は除く）	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標	EV事業収益の経営計画に対する達成率	
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
	上記以外の執行役	所管する部門のKPI等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

EV事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のEVの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区 分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬等の合計
取締役	11	178	－	178
執行役	14	493	336	829
合計	25	672	336	1,008

(注) 報酬等の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2023年度の業績連動報酬は、各指標の2022年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指 標	目 標	実 績
E V 事業収益	1,890	2,415
新契約価値（リテール部門）	1,897	1,712
新契約価値（代理店部門）	256	340

c. 報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名 称	権 限 の 内 容
報酬委員会	・「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活 動 内 容
2023年6月13日	報酬委員会にて「退任執行役の報酬」を決議。「2023年度執行役の報酬」、「業績連動指標への非財務指標の導入」を審議。「業績連動指標に使用する『EV』『EV事業収益』の定義」、「2023年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2023年7月4日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2023年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2023年8月7日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2023年11月16日	報酬委員会にて「業績連動報酬への非財務評価導入」を審議。「2023年度経営者報酬調査」を報告。
2023年12月21日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年2月8日	報酬委員会にて「業績連動報酬への非財務評価導入」（※）、「『執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針』の改正」、「『報酬委員会細則』の改正」、「昇任および新任執行役の個人別の報酬」を決議。「業績連動報酬への非財務評価導入に伴うディスクロージャの方向性」、「取締役（常勤監査委員）の固定報酬の改正」を審議。
2024年3月1日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

※業績連動報酬への非財務評価導入

サステナビリティ経営方針のもと各ステークホルダーのウェルビーイング実現に向けた取組みを推進するため、サステナビリティ経営を進捗させる動機付けとして、業績連動報酬（非財務）を新たに導入することを決定いたしました。2023年度業績から評価を始め、2024年度以降の報酬に適用いたします。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 公 高 片 山 登志子 山 本 謙 三 白 河 桃 子 石 井 茂 小 林 充 佳	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定します。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
森 公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山 登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山本 謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、当社と代理店契約を締結しております。
白河 桃子	株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。
石井 茂	株式会社横浜銀行 社外取締役 当社は、株式会社横浜銀行と保険の取引があります。また、当社へ外貨建定期預金を行うとともに、代理店契約を締結しております。
小林 充佳	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 セーレン株式会社 社外取締役 当社は、セーレン株式会社の株式を保有しております。 関西テレビ放送株式会社 社外取締役 当社は、関西テレビ放送株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

- c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、2023年6月までは監査委員会委員として、2023年7月以降は監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片 山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山 本 謙 三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち12回出席 指名委員会8回開催、うち8回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、2023年6月までは指名委員会委員および報酬委員会委員として、2023年7月以降は指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
白河桃子	2022年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会8回開催、うち8回出席 報酬委員会4回開催、うち4回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
石井茂	2023年7月4日就任	取締役会10回開催、うち10回出席 監査委員会11回開催、うち11回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
小林充佳	2023年7月4日就任	取締役会10回開催、うち10回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会3回開催、うち3回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

- (注) 1. 石井茂については、2023年7月4日の取締役および監査委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会および監査委員会への出席状況を記載しております。
2. 小林充佳については、2023年7月4日の取締役、指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された取締役会、指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8	111	—

4 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

50,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

1名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	50,000 百万円	100 %

(注) 住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 中山 卓弥	285* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「米ドル建永久劣後特約付社債の発行に係るコンフォートレター作成業務」等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は370百万円です。
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に支払うべき監査証明業務に基づく報酬は691百万円、非監査業務に基づく報酬は71百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.およびSymetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
- b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
- c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・ 監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

②監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

- b. 前記aの方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
- (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）
 - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。

- e. 前3項および前記aからdまでの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・ 監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・ 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・ 内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・ 監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・ 2023年度において、監査委員会と代表執行役社長および執行役（員）が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
- (1) コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2) 内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3) コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
- d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
- e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
- f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」
の運用状況の概要

- ・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
- ・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
- ・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
- ・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
- ・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、調査広報部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
- ・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。
 - ①責任準備金等の適切な積立て
 - ②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
 - ③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
- ・主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
- ・内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価した上で内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。

・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

	2023年度における主な取組み
法令等遵守体制 保険募集管理体制 マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策	法令等遵守体制 ・プリンシプルベースの運営において、各支社での教育・指導等の運営・取組状況を確認し、一層の浸透を図り、リスクベースの運営において、重大事故未然防止のための予兆把握・管理職層を含めた営業職員等のコンプライアンス教育に取り組んだ。 ・コンプライアンス強化月間として「信頼向上の月」運営を10月に実施し、社長メッセージ等の各種映像教材による研修や相互討議を通じてコンプライアンスマインドの更なる向上を図った。 ・「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」に関する各支社における趣旨理解、ならびに着眼点を踏まえた取組みに向け各種会議および諸研修での徹底を図った。 保険募集管理体制 ・不祥事件等防止に向けて、コンプライアンス教育およびA Iを活用したモニタリング・予兆把握等を実施した。 ・本社販売部門内でサポートチームを組成し、支部ごとのリスク評価・定量分析や重点支社へのサポートを行うなど、本社販売部門の1.5防衛線機能発揮によりコンプライアンス指導・管理の実効性を高めた。 ・代理店への新規委託時や既存委託先への臨店指導時において、代理店部門が把握した情報を基にコンプライアンス統括部が適切性を確認するなど、代理店部門とコンプライアンス統括部が引き続き連携しモニタリングの実効性を高めた。 ・2022年度に新人層を中心に損保に係る不祥事件が増加したことを踏まえて、新人教育の指導内容や支社におけるモニタリング方法を見直した他、不祥事件発生の際、当社で行う再発防止会議に加え、三井住友海上火災保険株式会社が主体となって「再発防止フォローミーティング」を実施する体制を整えるなど、再発防止に向けたモニタリングおよび指導・教育の実効性を高めた。 マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策 ・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、FATCA（注1）報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 （注1）外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス ・ハラスメント防止に向けたモニタリングを継続するとともに、社外講師による動画教材等を通じた全職員および管理職向け教育やリスクベースでの指導を行った。 内部通報制度 ・内部通報規程を改正の上、不祥事件懸念のある内部通報事案への調査・対応体制のレベルアップを行った。また、内部通報の業務従事者向けに、通報者保護の徹底を含めた内部通報への対応力向上に向けた教育・指導を行った。
情報開示	・法令等やイニシアティブなど、世の中の潮流として求められるサステナビリティ等の非財務情報の開示の充実に加え、経営戦略と一体化した情報開示を進めるべく、統合報告書の作成を全社の経営戦略の企画・調整を所管する部署へ移管するとともに、当社が打ち出していきたい価値創造であるウェルビーイングを拡げる項目の開示を行った。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

- ・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
- ・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
- ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

	2023年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・新東京本社における書類の格納スペースを築地本社比削減するとともに、書類を一時保管するスペースの運用ルールを設け書類の増加抑制、電子保存の推進を行った。 ・「情報保存規程」および関連細則に基づき、保存期限を設定のうえ適切な場所にて文書を保存するとともに、関連細則に基づき保存期限を迎えた文書の廃棄を行った。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
 - (1) リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2) リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（BCP）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

- ・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。
- ・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。
- ・リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
- ・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。

・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

	2023年度における主な取組み
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「統合的リスク管理規程」に定める具体的なリスク管理手法等に沿って、見直し後の内部管理E S R（注1）に基づいたリスク状況の適時適切なモニタリングとともに、現行ソルベンシー・マージン比率の状況等についてもモニタリングを実施した。また、株式・オープン外債などの投資拡大等の資産運用の強化への取組みを踏まえたモニタリングを実施し、それらの状況を取締役会等に報告した。 ・当社に極めて大きな影響を及ぼす可能性のある事象である重要なリスクについて、事業リスクを広くとらえる項目として「環境変化への対応不十分」を新たに追加した。事業リスクを含めた重要なリスクの管理プロセスを整理し、同プロセスに基づき、定期的にモニタリングを実施し取締役会等に報告した。 ・統合的リスク管理等の取組状況は、O R S A（注2）レポートとして体系的に取りまとめ、統合的リスク管理の高度化等に活用している。 <p>（注1）Economic Solvency Ratioの略。 （注2）Own Risk and Solvency Assessmentの略。</p>
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・外部育成プログラム等を活用してセキュリティ人材の継続的な育成を行った。 ・外部ベンダーが提供するクラウドサービスの外部評価ツールを試行導入し、サプライチェーンに関するセキュリティ評価の拡充・効率化に向けて検討を実施した。 ・開発環境のセキュリティ強化に取り組むとともに、開発工程におけるセキュリティ診断サービスの利用を拡大した。また、クラウドサービスの設定内容を監視するサービスの導入に向けた検討を行った。 ・引き続き効率的、効果的なセキュリティ投資となるよう、セキュリティ活動の目標を設定するとともに、一定の水準を維持した上でのコスト削減に取り組んだ。
危機管理体制・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新東京本社にて、本社移転後に見直した危機管理体制および業務継続計画に基づいて、危機対策本部設置訓練等を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行や、感染拡大の減少傾向等を踏まえ、全社一律での新型コロナウイルス感染症対応を収束するとともに、業務継続マニュアルの机上検証・見直し要否の確認を行った。 ・令和6年能登半島地震において、規定に基づき危機対策本部を設置し、現地と連携しながら、被害確認、救援物資の搬送やお客さま対応等を実施した。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- b. 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。
- c. I Tガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「I Tガバナンス管理方針」に基づき、I T戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。
- ・1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振返りを実施している。
- ・「ITガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。
- ・IT戦略委員会において、IT戦略およびIT投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。
- ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

	2023年度における主な取組み
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、適切な資料作成および説明を実施した。 ・取締役会等の実効性評価の結果を踏まえ、テーマや出席者等、運営を見直した社外取締役経営協議会を開催した。
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「スミセイ中期経営計画2025」および「2023年度経営計画」の遂行状況を確認するとともに、外部環境を踏まえ、「2024年度経営計画」を策定した。 ・「2023年度経営計画」に基づき各部門ごとの業務執行計画を策定し、年2回の振返りを実施した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> ・シングライフ・ホールディングスの子会社化に伴う連結決算対応のための体制構築を推進するなど、（連結）財務諸表をより適切に作成するため体制を構築した。 ・全体最適な投資決定に向け、進捗状況を踏まえて新規投資案件の優先順位付けを適宜見直し、追加案件に柔軟に予算措置を行った。 ・更なる既存経費の合理化に向け、部門横断的な取組みについてウェルビーイング推進PT傘下のプロフィット分科会にて検討し、実施確度の高いものについて2024年度事業費予算編成方針の費差シミュレーションに反映した。 ・2025年に導入が検討されている経済価値ベースの資本規制について、導入を見据えた体制の検討、フィールドテスト等を通じた分析を進めるなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や国際会計基準の動向等を踏まえた対応を行った。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。

- (1) 法令等遵守体制
- (2) 保険数理管理体制
- (3) リスク管理体制
- (4) 外部委託体制
- (5) 内部監査体制

- b. 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
- (1) 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - (2) 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振返り
 - (3) 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
 - (4) 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
- c. 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を定め、各社に周知している。
- ・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携の上、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、グループベースの経営管理を実施している。
- ・取締役会においてグループ各社の経営管理体制の整備・運用状況の確認を行い、グループ経営管理体制の実効性を確認している。
- ・事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年2回、それ以外の子会社等の経営状況について年1回、取締役会へ報告している。
- ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・国内外の子会社、関連法人に対し、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等を踏まえて取締役または監査役を派遣しており、これらの取締役または監査役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。

・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

	2023年度における主な取組み
<p>グループガバナンスに関する内部統制システム高度化の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度に構築したグループ経営管理体制に基づき、2022年度以降本格的に開始したグループ全体の法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託および内部監査の各経営管理体制について、グループ各社の体制整備および運用状況の確認を行うとともに、特段の問題がないことを取締役会に報告した。 ・シングライフ・ホールディングスの子会社化による I A I G（注1）への指定を念頭に、コンプライアンスに係るリスク評価基準や再建計画など、グループ経営管理体制の高度化に向けた検討を行うとともに、シングライフ・ホールディングスの上記各体制におけるレポーティング・ガイドライン（注2）の項目の確認や部門別会議（注3）による今後のコミュニケーションについて同社と合意するなど、個社におけるグループ経営管理体制の整備を進めた。 <p>（注1） Internationally Active Insurance Groupの略。 （注2） 海外子会社が当社に報告する資料を定めているもの。 （注3） 海外子会社の内部統制システムの整備等に関する、専門性を有する当社各部門と海外子会社による会議。</p>
<p>子会社等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社PREVENTの子会社化に向けて同社の経営管理体制を整備するとともに、子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポーティングの徹底や、子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じた指導を実施した。 ・社会・環境課題に係るサステナビリティへの対応として、グループベースでカーボンニュートラル実現に向けたGHG排出量削減に取り組むとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権取組み等を推進した。 ・シングライフ・ホールディングスの子会社化に向けて当社派遣取締役の増員などガバナンス体制を整備し経営管理の枠組みを高度化するとともに、それらを現地にきめ細やかにサポートする観点から、駐在員事務所を新設した。

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

- ・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
- ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
- ・「CX戦略会議」を設置し「CX取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
- ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

2023年度における主な取組み	
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> ・職員アンケートやエンゲージメントサーベイ等の各種調査結果を踏まえ、役員層と支社職員との対話の機会を継続するとともに、所属内で心理的安全性等をテーマとするミーティングを実施するなど、行動規範の浸透・実践に向けた運営を推進した。 ・従業員の一人ひとりが自律的かつ主体的に成長しながら自身の価値を発揮できる姿（ありたい姿）の実現および企業文化への定着に向けて、新コンピテンシー運営（注1）や自律的なキャリアプランニング等に取り組んだ。 ・消費者問題に詳しい有識者を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を開催し、お客さま本位の業務運営の推進に関する諸施策等に関してのご意見をいただき、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発、情報提供の充実に活かしている。 <p>（注1）目指す人材像を「コンピテンシー」として、全職員共通、職制および部門別項目ごとに可視化・共有化する運営。</p>
保険契約管理・ 保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> ・グループベースでの最適な事務体制の構築に向けた具体策の検討、ハンド事務機械化・RPA（注1）化を進めるとともに、「大阪－東京－札幌」の3拠点事務体制の確立に向け、業務シフトを進めた。また、拠点事務の集約化・リモート活用（Zoom等による営業職員サポート）については、従来からの2支社に加え新たに4支社でリモート活用を導入し、効率的な支社・拠点事務体制の構築を進めた。 ・ダイレクトサービスの活用PRや画面遷移のレベルアップ、デジタル手続きが可能となる給付金簡易請求範囲の拡大等の取組みや個別の研修や出向による働きかけを行い、電子手続きの利用率向上を進めた。 <p>（注1）Robotic Process Automationの略で、人がパソコン上で日常的に行っている事務作業を自動化すること。</p>
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催している苦情対応事例の共有を目的とする勉強会を継続開催し、苦情対応力の向上を図るとともに、関連部門の視点も踏まえお客さまの声の分析および課題整理、ならびに「感謝の声」や苦情に基づく改善事例の全社での共有体制の推進・強化を図った。 ・外貨建保険における苦情は苦情管理部門が発生状況や傾向を分析しており、それを踏まえ、募集代理店に対して、教材の提供や個別の苦情意見交換会を通じて、苦情事例や募集時の留意点等を共有し注意喚起する等、苦情防止に向けた取組みを継続して行っている。 ・本社担当者が直接折衝を行う本社直接折衝体制を通じ、苦情の内容や状況に応じて専門的な見地から迅速・柔軟に対応を行う運営を継続実施した。

2023年度における主な取組み	
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・DX推進・データ活用に際しての積極的なリーガルサポート、およびリスクベースの考えに基づくデジタルツール利用状況のモニタリングを実施した。 ・情報漏えい事故の未然防止に向けた人財共育を実施するとともに、リスクベースの考えに基づく個別指導・個別支援を実施した。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な委託が適切に管理され、委託契約に沿ったサービスが行われない場合におけるコンティンジェンシープランが策定されており、体制に問題がないことを確認した。 ・社内のデュー・ディリジェンスとして人権リスク評価を実施し、重点課題の未然防止・改善策について当社ホームページにて公表した。 ・二次・三次委託先に対しても人権尊重の取組みを促進させる観点から、一次委託先を通じて二次・三次委託先に「取引活動におけるガイドライン」の遵守を確認する体制を構築した。 ・外部委託先の管理状況の明確化および委託元所属の業務効率化を目的として、社内の外部委託管理対象の取引を一覧化し、社内および国内子会社等にて確認できる環境を構築した。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「責任投資に関する基本方針」「議決権行使ガイドラインとその背景となる考え方」「議決権行使結果」をホームページで公表、適宜の情報更新を行った。 ・株主としての議決権行使に関して、利益相反が生じる可能性がある議案につき、「利益相反管理方針」、「責任投資規程」等に則り責任投資委員会において議決権行使に係る審議を実施した。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

- 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。
- ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
- ・内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。

- ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。
 - ・「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
 - ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等
- ・このほか、2023年度においては次の取組みを行っている。

2023年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の国際資格である「公認内部監査人（C I A）」の資格取得を推奨し、2023年度の新規取得者は3名で、取得者数（25名）は2023年度末在籍比目標30%以上に対し40.3%と目標を達成した。また、システム監査においてコソーシングを活用し、監査の効率化と知見の習得を図るとともに、内部監査品質の継続的モニタリング（役職者によるレビュー活動）や子会社を含めて定期的な自己評価を実施した。 ・全社的な取組みや部門横断的に対応している課題等を対象に8個のテーマ監査を実施した。 ・データ活用によるリスクアセスメントや本社所管部門との連携を充実させ、リスクベース監査を推進するとともに、態勢検証評価および改善フォローアップ運営のレベルアップに向けマニュアル等を整備した。

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2023年9月6日、総代候補者選考委員会が開催され、2025年総代改選について、自薦による総代候補者選定の導入や総代候補者の選考方針等が決定されました。
 - b. 2024年2月9日、総代候補者選考委員会が開催され、2025年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
2. 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2023年5月25日、審議員会を開催し、2022年度決算案および事業概況等について報告しました。
 - b. 2023年11月20日、審議員会を開催し、2023年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,708名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,730,295名、総代数は177名です。

<商品に関する事項>

2023年6月16日、たのしみグローバルⅢ（5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険（一時払い）(23)・5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）(20)）を発売しました。主な特徴は次のとおりです。

- ・選択通貨（米ドル、豪ドルもしくは円）または指定通貨（米ドルもしくは豪ドル）建の一時払個人年金保険です。
- ・「指数連動プラン」では、据置期間中、毎年の指数の上昇率および連動率に応じて計算される積立金の増加率に基づいて契約応当日ごとに積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。なお、指数の下落が続いた場合や、指数が大きく下落した場合でも、積立金は指定通貨建で減少しません。
- ・「定率増加プラン」では、据置期間中、一定の積立利率および経過年月数により積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。
- ・両プランに共通して、ご契約時に目標額を設定することができ、解約返戻金の円換算額が設定した目標額に到達した場合、円建で年金原資を確定することができます。
- ・「目標額設定なし」とした場合は、「目標額設定あり」の契約に比べ、高い積立利率・連動率で積立金額を増やすことができます。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

「住友生命グループVision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指し、SDGs達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1. CSVプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスマセイ“Vitality Action”を開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
2. 子育て支援事業として、17回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施し、5年ぶりに対面形式での表彰式を開催しました。また、全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」を全国50団体で実施するとともに、子どもの情操教育支援を目的とする「第46回こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、全社で使用済みクリアファイルのリサイクル活動の推進に取り組みました。また、職員のボランティア活動においてもGHG排出量削減に貢献する活動を重点項目として取り組みました。その他、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWF ジャパン）におけるサンゴ礁保全プロジェクト（2008年～2021年）や、海洋保全活動への支援（2022年～）を通じ、豊かな海の未来を守る活動に貢献しており、2023年6月には、当支援の実績から、紺綬褒章を受章しました。
4. 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、職員が各地でボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を1992年から実施しております。本取組みにおいても森林保全や海岸・地域の清掃等、GHG排出量削減に貢献する活動をはじめ、各地で多岐にわたる活動を展開しております。また、全社の推進担当者を対象として、SDGs達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会を実施しました。その他、24時間テレビ“愛は地球を救う”に協賛し、4年ぶりに対面での募金活動を実施したほか、オンライン募金の推進も行いました。
5. 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス 東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町をはじめとした地域社会の活性化を支援しており、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品（似顔絵）を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合公園体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。

他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」で積み立てたポイントに応じた寄付を行っており、2023年度は西村プロの出身地である大阪府堺市への寄付を実施する等、引き続きゴルフを通じた社会貢献活動を展開しました。

6. 毎週土曜日の朝行われる参加費無料のparkrunは、5kmのウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできるコミュニティイベントです。当社は、日本における唯一のオフィシャル・プレゼンティング・パートナーとして、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。
7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億1121万2705円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に8150万9537円、子育て支援・次世代応援事業に1億3447万3598円、地球環境保全事業に1001万円、地域社会関連事業に478万210円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に943万9360円です。

2023年度 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	740,775	保険契約準備金	29,101,622
現 金	10	支払準備金	126,094
預 貯 金	740,765	責任準備金	28,761,989
コーポローン	834,182	社員配当準備金	213,538
買入金銭債権	479,404	再 保 險 借	3,230
金銭の信託	24,345	社 債	448,695
有価証券	32,471,386	そ の 他 負 債	5,745,603
国 債	11,314,158	売現先勘定	4,760,283
地 方 債	188,844	借 入 金	170,000
社 債	3,116,211	未払法人税等	1,115
株 式	3,449,389	未 払 金	31,091
外 国 証 券	13,858,843	未 払 費 用	45,335
そ の 他 の 証 券	543,939	前 受 収 益	863
貸 付 金	2,164,509	預 り 金	70,202
保険約款貸付	226,775	預 り 保 証 金	32,815
一 般 貸 付	1,937,734	金融派生商品	550,699
有形固定資産	648,051	金融商品等受入担保金	68,808
土 地	432,329	リ ー ス 債 務	594
建 物	204,907	資 産 除 去 債 務	1,777
リ ー ス 資 産	575	仮 受 金	10,017
建設仮勘定	6,331	そ の 他 の 負 債	1,999
その他の有形固定資産	3,907	価格変動準備金	907,826
無形固定資産	44,315	再評価に係る繰延税金負債	12,430
ソフトウェア	30,469	負 債 の 部 合 計	36,219,409
その他の無形固定資産	13,846	(純 資 産 の 部)	
再 保 險 貸	412	基 金	50,000
そ の 他 資 産	557,635	基金償却積立金	639,000
未 収 金	33,862	再 評 価 積 立 金	2
前 払 費 用	7,697	剰 余 金	332,785
未 収 収 益	177,245	損失填補準備金	6,604
預 託 金	5,031	そ の 他 剰 余 金	326,180
先物取引差入証拠金	45,003	価格変動積立金	255,000
金融派生商品	46,873	社会及び契約者福祉増進基金	1,344
金融商品等差入担保金	183,905	別 途 積 立 金	223
仮 払 金	10,012	当期末処分剰余金	69,612
そ の 他 の 資 産	48,003	基金等合計	1,021,787
前払年金費用	28,479	その他有価証券評価差額金	1,048,898
繰延税金資産	208,307	繰延ヘッジ損益	△32,494
貸倒引当金	△804	土地再評価差額金	△56,600
資産の部合計	38,201,001	評価・換算差額等合計	959,803
		純資産の部合計	1,981,591
		負債及び純資産の部合計	38,201,001

(注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約

一時払養老保険契約（一部を除く）

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	299,457百万円
勤務費用	12,802百万円
利息費用	1,721百万円
数理計算上の差異の当期発生額	899百万円
退職給付の支払額	△14,211百万円
期末における退職給付債務	<u>300,669百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	333,368百万円
期待運用収益	2,153百万円
数理計算上の差異の当期発生額	72,035百万円
事業主からの拠出額	5,410百万円
退職給付の支払額	△5,889百万円
期末における年金資産	<u>407,078百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	300,669百万円
年金資産	△407,078百万円
	△106,408百万円
未認識数理計算上の差異	77,929百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△28,479百万円
前払年金費用	△28,479百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△28,479百万円

④退職給付に関連する損益	
勤務費用	12,802百万円
利息費用	1,721百万円
期待運用収益	△2,153百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△352百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	12,018百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	50%
生命保険一般勘定	28%
債券	5%
投資信託	4%
その他	13%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が56%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,328百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。
 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。
 責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日 企業会計基準第27号）等を当期首から適用し、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。
従来、所得等に対する法人税及び住民税について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税及び住民税について、その発生源となる取引等に応じて、損益、基金等及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税及び住民税については、当該法人税及び住民税が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、基金等又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、基金等又は評価・換算差額等に対して課された法人税及び住民税の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。
この結果、当期の「法人税及び住民税」が25,985百万円減少、「当期純剰余」が同額増加し、評価・換算差額等の「その他有価証券評価差額金」が同額減少しております。
16. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	254,952	254,952	－
うち、その他有価証券	254,952	254,952	－
買入金銭債権	479,404	475,173	△4,231
うち、その他有価証券	377,300	377,300	－
金銭の信託	24,345	24,345	－
有価証券	30,933,203	30,827,726	△105,476
売買目的有価証券	682,316	682,316	－
満期保有目的の債券	1,926,606	2,092,804	166,198
責任準備金対応債券	13,799,326	13,527,225	△272,100
子会社株式及び関連会社株式	43,624	44,050	425
その他有価証券 ^{※1}	14,481,329	14,481,329	－
貸付金	2,164,509		
貸倒引当金 ^{※2}	△542		
	2,163,967	2,105,204	△58,762
社債	448,695	439,871	△8,824
借入金	170,000	167,646	△2,354
デリバティブ取引 ^{※3}	(503,825)	(503,825)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(102,320)	(102,320)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(401,505)	(401,505)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	162,180	170,468	8,288
	外国証券(公社債)	1,315,800	1,492,302	176,502
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	58,625	57,799	△826
	外国証券(公社債)	390,000	372,233	△17,766
合 計		1,926,606	2,092,804	166,198

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	7,553,241	8,211,639	658,397
	外国証券(公社債)	309,190	318,600	9,410
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	4,471,948	3,700,599	△771,348
	外国証券(公社債)	1,464,946	1,296,385	△168,560
合 計		13,799,326	13,527,225	△272,100

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	38,221	39,199	978
	公社債	399,842	427,415	27,573
	株式	1,167,911	2,942,875	1,774,963
	外国証券	4,407,634	4,816,363	408,729
	公社債	3,303,358	3,518,034	214,675
	株式等	1,104,275	1,298,329	194,053
	その他の証券	202,671	259,734	57,063
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	255,000	254,952	△47
	買入金銭債権	348,822	338,101	△10,721
	公社債	2,068,919	1,746,765	△322,154
	株式	155,360	129,502	△25,857
	外国証券	4,542,111	4,019,479	△522,632
	公社債	3,354,425	3,022,906	△331,518
	株式等	1,187,686	996,572	△191,113
	その他の証券	153,005	139,194	△13,811
合 計		13,739,500	15,113,583	1,374,083

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	1,176,653
組合出資金等 ^{※2}	361,529

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	255,000	—	—	—
買入金銭債権	236,052	223	309	252,543
有価証券	560,613	3,326,020	7,820,294	13,295,073
満期保有目的の債券	215,741	380,300	440,700	889,524
責任準備金対応債券	121,447	1,672,357	4,429,210	7,592,579
その他有価証券	223,424	1,273,362	2,950,384	4,812,969
貸付金 ^{※1}	276,792	513,047	525,931	581,962
社債	—	—	—	297,030
借入金	—	—	—	170,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
譲渡性預金	－	254,952	－	254,952
買入金銭債権	－	235,977	141,323	377,300
金銭の信託	－	－	24,345	24,345
有価証券	6,909,309	6,245,604	1,418,287	14,573,202
売買目的有価証券	566,436	115,879	－	682,316
その他有価証券	6,342,873	6,129,724	1,418,287	13,890,885
国債	973,547	－	－	973,547
地方債	－	39,461	－	39,461
社債	－	1,161,172	－	1,161,172
株式	3,067,828	4,548	－	3,072,377
外国証券	2,140,240	4,700,865	1,418,287	8,259,393
公社債	1,679,300	3,699,544	1,162,096	6,540,941
株式等	460,939	1,001,320	256,191	1,718,452
その他の証券	161,256	223,676	－	384,933
デリバティブ取引	1,840	44,861	171	46,873
通貨関連	－	31,093	171	31,265
金利関連	－	2,405	－	2,405
株式関連	1,639	－	0	1,639
その他	201	11,362	－	11,563
資産計	6,911,150	6,781,396	1,584,127	15,276,674
デリバティブ取引	231	549,568	899	550,699
通貨関連	－	512,592	899	513,492
金利関連	－	36,365	－	36,365
株式関連	231	－	－	231
その他	－	610	－	610
負債計	231	549,568	899	550,699

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は590,444百万円です。

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	335,133
当期の損益又は評価・換算差額等	61,852
損益に計上 ^{※1}	4,431
評価・換算差額等に計上	57,421
購入、売却、償還等の純額	193,458
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当期末残高	590,444
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は408,797百万円です。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	97,872	97,872
有価証券	10,230,934	5,431,139	2,006	15,664,079
満期保有目的の債券	100,875	1,991,928	—	2,092,804
国債	100,875	—	—	100,875
社債	—	127,392	—	127,392
外国証券	—	1,864,536	—	1,864,536
公社債	—	1,864,536	—	1,864,536
責任準備金対応債券	10,128,793	3,396,425	2,006	13,527,225
国債	10,128,793	—	—	10,128,793
地方債	—	127,064	—	127,064
社債	—	1,656,381	—	1,656,381
外国証券	—	1,612,980	2,006	1,614,986
公社債	—	1,612,980	2,006	1,614,986
子会社株式及び関連会社株式	1,264	42,785	—	44,050
貸付金	—	15,965	2,089,238	2,105,204
資産計	10,230,934	5,447,105	2,189,117	17,867,156
社債	—	439,871	—	439,871
借入金	—	167,646	—	167,646
負債計	—	607,517	—	607,517

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負 債

①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

②借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 ^{※2}	合計
期首残高	153,716	14,990	1,055,717	1,431	1,225,856
当期の損益又は評価・換算差額等	△9,933	2,868	139,375	△9,962	122,349
損益に計上 ^{※1}	2	2,868	124,094	△9,962	117,003
評価・換算差額等に計上	△9,935	—	15,281	—	5,345
購入、売却、発行及び決済等の純額	△2,460	6,485	223,193	7,801	235,021
レベル3の時価への振替	—	—	—	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	—
当期末残高	141,323	24,345	1,418,287	△728	1,583,227
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—	△5,602	△5,602

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明 重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

17. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は469,084百万円、時価は622,640百万円です。
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,436百万円を計上しております。
18. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、5,188,107百万円です。
19. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は37百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、585百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、585百万円です。
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、15百万円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
債権のうち、貸付条件緩和債権額はあります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

21. 有形固定資産の減価償却累計額は、413,933百万円です。
22. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、881,798百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は、185,272百万円、金銭債務の総額は、12,049百万円です。
24. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
25. 繰延税金資産の総額は、710,268百万円、繰延税金負債の総額は、480,018百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、21,941百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金343,668百万円及び価格変動準備金253,828百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額381,110百万円です。当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は9.1%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額△20.6%です。
26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 215,667百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 57,067百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 59,221百万円 |
| 利息による増加等 | 25百万円 |
| 当期末現在高 | 213,538百万円 |
27. 子会社等の株式等の総額は、1,256,296百万円です。
28. 担保に提供している資産の額は、有価証券5,387,434百万円です。
29. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、21百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、134,319百万円です。
30. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,016,406百万円です。
31. 保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。
32. 2024年6月21日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円の期限前返済を行う予定です。
33. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、7,789百万円です。
34. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
35. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

2023年度 (2023年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収	3,564,941
保料等	2,182,842
再保料	2,178,902
準備金	1,627
利息	2,311
貯蓄	1,316,580
有価証券	859,455
貸付	18,623
他の	753,948
の	32,512
金	34,941
有為	19,429
貸	2,861
そ	144,673
の特	3,398
年	187,958
保	51
退	728
そ	117,452
の	65,518
職	4,418
の	26,152
の	1,714
の	33,233
経常費	3,417,665
保料	2,031,101
再保料	541,534
準備金	432,258
利息	322,738
貯蓄	554,615
有価証券	53,411
貸付	126,542
他の	462,103
の	5,562
金	456,515
有為	25
貸	469,848
そ	28,965
の特	22
年	115,774
保	3,992
退	5
そ	289,919
の	9,758
職	21,408
の	332,573
の	122,038
の	50,214
の	28,111
の	18,498
の	25,213
経常利益	147,276
特別利益	1,528
特別損失	69,652
税引前	79,151
法人税	△20,773
法人税	27,978
法人税	7,204
法人税	71,946

- (注) 1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、12,265百万円、費用の総額は、21,518百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券20,322百万円、株式等35,820百万円、外国証券88,531百万円です。
 有価証券売却損の内訳は、国債等債券6,430百万円、株式等10,857百万円、外国証券98,486百万円です。
 有価証券評価損の内訳は、株式等3,992百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、3百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、132,191百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入0百万円、売却損22百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が17,240百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	122百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	41百万円
	計	163百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等									基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金				剰余金 合計	
					価格変動 積立金	社会及び 契約者福祉 増進基金	別途 積立金	当期末処分 剰余金		
当 期 首 残 高	-	639,000	2	6,404	165,000	1,355	223	147,967	320,951	959,953
当 期 変 動 額										
基金の募集	50,000									50,000
社員配当準備金の 積立								△57,067	△57,067	△57,067
損失填補準備金の 積立				200				△200	-	-
当 期 純 剰 余								71,946	71,946	71,946
価格変動積立金の 積立					90,000			△90,000	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立						700		△700	-	-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩						△711		711	-	-
土地再評価差額金の 取崩								△3,045	△3,045	△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	50,000	-	-	200	90,000	△11	-	△78,354	11,833	61,833
当 期 末 残 高	50,000	639,000	2	6,604	255,000	1,344	223	69,612	332,785	1,021,787

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	300,314	△12,224	△59,645	228,444	1,188,398
当 期 変 動 額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の 積立					△57,067
損失填補準備金の 積立					-
当 期 純 剰 余					71,946
価格変動積立金の 積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の積立					-
社会及び契約者福祉 増進基金の取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					△3,045
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	748,583	△20,269	3,045	731,359	731,359
当 期 変 動 額 合 計	748,583	△20,269	3,045	731,359	793,193
当 期 末 残 高	1,048,898	△32,494	△56,600	959,803	1,981,591

2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	69,612,716,236
剰 余 金 処 分 額	69,612,716,236
社 員 配 当 準 備 金	58,355,387,469
差 引 純 剰 余 金	11,257,328,767
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	357,328,767
任 意 積 立 金	10,700,000,000
基 金 償 却 準 備 金	10,000,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

2023年度 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,102,612	保険契約準備金	37,723,230
コールローン	834,182	支払備金	228,310
買入金銭債権	479,404	責任準備金等	37,281,381
金銭の信託	24,345	社員配当準備金	213,538
有価証券	38,852,266	再保険借	21,144
貸付金	3,322,067	社債	539,766
有形固定資産	660,619	その他負債	7,216,973
土地	432,346	売現先勘定	4,760,283
建物	206,170	その他の負債	2,456,689
リース資産	7,592	退職給付に係る負債	2,440
建設仮勘定	6,427	役員退職慰労引当金	1
その他の有形固定資産	8,082	価格変動準備金	908,100
無形固定資産	693,863	繰延税金負債	964
ソフトウェア	45,261	再評価に係る繰延税金負債	12,430
のれん	490,405		
その他の無形固定資産	158,197	負債の部合計	46,425,050
代理店貸	113	(純資産の部)	
再保険貸	32,601	基金	50,000
その他資産	1,821,437	基金償却積立金	639,000
退職給付に係る資産	108,311	再評価積立金	2
繰延税金資産	282,554	連結剰余金	229,119
貸倒引当金	△4,486	基金等合計	918,122
		その他有価証券評価差額金	864,260
		繰延ヘッジ損益	△36,360
		土地再評価差額金	△56,600
		為替換算調整勘定	38,740
		退職給付に係る調整累計額	57,188
		その他の包括利益累計額合計	867,227
		非支配株主持分	△507
		純資産の部合計	1,784,843
資産の部合計	48,209,893	負債及び純資産の部合計	48,209,893

連結計算書類の作成方針

記載項目	
(1) 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等数 36社</p> <p>主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネジメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、いずみライフデザイン株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、スミセイ・アセット・マネジメント株式会社、株式会社PREVENT、Symetra Financial Corporation、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.です。</p> <p>なお、当連結会計年度に株式会社PREVENTの株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の株式を追加取得したことに伴い、同社及びその子会社7社を連結の範囲に含めております。</p> <p>主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合です。</p> <p>非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
(2) 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社</p> <p>持分法適用関連法人等数 7社</p> <p>主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insuranceです。</p> <p>なお、当連結会計年度にSingapore Life Holdings Pte. Ltd.の子会社1社を清算したことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。また、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の株式を追加取得し、同社及びその子会社1社を連結の範囲に含めたことに伴い、持分法適用関連法人等から除いております。</p> <p>持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等（SUMISEI-SBI投資事業有限責任組合他）並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社）については、連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
(4) のれんの償却に関する事項	<p>のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。</p> <p>ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

(注) 1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。
有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 当社は、保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約

一時払養老保険契約（一部を除く）

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、28百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌連結会計年度から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	308,660百万円
勤務費用	13,270百万円
利息費用	1,752百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△291百万円
退職給付の支払額	△14,478百万円
その他	91百万円
期末における退職給付債務	<u>309,005百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	340,364百万円
期待運用収益	2,282百万円
数理計算上の差異の当期発生額	72,523百万円
事業主からの拠出額	5,655百万円
退職給付の支払額	△6,002百万円
その他	51百万円
期末における年金資産	<u>414,875百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	306,564百万円
年金資産	△414,875百万円
	△108,311百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,440百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△105,870百万円</u>
退職給付に係る負債	2,440百万円
退職給付に係る資産	△108,311百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△105,870百万円</u>

④退職給付に関連する損益

勤務費用	13,270百万円
利息費用	1,752百万円
期待運用収益	△2,282百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△322百万円
その他	12百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>12,430百万円</u>

⑤その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異	72,492百万円
合計	<u>72,492百万円</u>

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	79,434百万円
合計	<u>79,434百万円</u>

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	50%
生命保険一般勘定	28%
債券	5%
投資信託	4%
その他	13%
合計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が55%含まれています。

⑦長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率	0.575%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.3%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、3,498百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。

当社のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（2022年3月17日 企業会計基準委員会 実務対応報告第40号）の適用範囲に含まれるヘッジ関係に、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、次のとおりです。

ヘッジ会計の方法	主に特例処理（振当処理を含む）
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ、通貨スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	貸付金
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローを固定するもの

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

12. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準または国際財務報告基準に基づき算出した額を計上しております。

13. 当社の個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

なお、前連結会計年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当連結会計年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1) のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんには、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれん34,859百万円が含まれております。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産－のれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値22,816百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費285,518百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定においては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

16. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。

・「金融サービス－保険契約」(Topic944) (ASU第2018-12号、ASU第2022-05号)

(1) 概要

長期保険契約に係る負債の測定方法等が改正されました。

(2) 適用予定日

米国子会社において、2025年度の期末より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

17. 当社は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(2022年10月28日 企業会計基準第27号)等を当連結会計年度の期首から適用し、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

従来、所得等に対する法人税及び住民税等について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税及び住民税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、基金等及びその他の包括利益累計額に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税及び住民税等については、当該法人税及び住民税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、基金等又はその他の包括利益累計額に関連しており、かつ、基金等又はその他の包括利益累計額に対して課された法人税及び住民税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

この結果、当連結会計年度の「法人税及び住民税等」が25,985百万円減少、「親会社に帰属する当期純剰余」が同額増加し、その他の包括利益累計額の「その他有価証券評価差額金」が同額減少しております。

18. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。その他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	254,952	254,952	－
うち、その他有価証券	254,952	254,952	－
買入金銭債権	479,404	475,173	△4,231
うち、その他有価証券	377,300	377,300	－
金銭の信託	24,345	24,345	－
有価証券	38,269,218	38,162,559	△106,658
売買目的有価証券	2,392,119	2,392,119	－
満期保有目的の債券	2,055,291	2,219,178	163,887
責任準備金対応債券	13,834,827	13,561,628	△273,198
子会社株式及び関連会社株式	41,397	44,050	2,652
その他有価証券 ^{※1}	19,945,582	19,945,582	－
貸付金	3,322,067		
貸倒引当金 ^{※2}	△4,017		
	3,318,049	3,174,378	△143,671
社債	539,766	530,644	△9,122
デリバティブ取引 ^{※3}	(393,095)	(393,095)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,753	12,753	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(405,848)	(405,848)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	213,533	225,974	12,440
	外国証券(公社債)	1,315,800	1,492,302	176,502
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,958	128,668	△7,290
	外国証券(公社債)	390,000	372,233	△17,766
合 計		2,055,291	2,219,178	163,887

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	7,557,941	8,216,365	658,424
	外国証券(公社債)	309,190	318,600	9,410
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	4,502,750	3,730,276	△772,473
	外国証券(公社債)	1,464,946	1,296,385	△168,560
合 計		13,834,827	13,561,628	△273,198

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	38,221	39,199	978
	公社債	454,960	484,884	29,924
	株式	1,167,967	2,943,123	1,775,155
	外国証券	5,835,302	6,273,331	438,028
	公社債	4,731,027	4,975,002	243,975
	株式等	1,104,275	1,298,329	194,053
	その他の証券	202,671	259,734	57,063
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	255,000	254,952	△47
	買入金銭債権	348,822	338,101	△10,721
	公社債	2,121,973	1,796,578	△325,394
	株式	155,360	129,502	△25,857
	外国証券	8,759,567	7,919,233	△840,333
	公社債	7,571,880	6,922,661	△649,219
	株式等	1,187,686	996,572	△191,113
	その他の証券	153,005	139,194	△13,811
合 計		19,492,851	20,577,835	1,084,983

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 ^{※1}	128,402
組合出資金等 ^{※2}	454,645

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	255,000	—	—	—
買入金銭債権	236,052	223	309	252,543
有価証券	1,095,430	5,013,577	9,261,006	15,534,252
満期保有目的の債券	215,941	381,711	487,277	976,974
責任準備金対応債券	121,447	1,672,357	4,429,210	7,631,879
その他有価証券	758,042	2,959,509	4,344,518	6,925,398
貸付金*	297,416	632,782	714,435	1,400,623
社債	33,909	—	59,114	297,030

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含まれておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
譲渡性預金	－	254,952	－	254,952
買入金銭債権	－	235,977	141,323	377,300
金銭の信託	－	－	24,345	24,345
有価証券	7,603,914	12,545,346	1,597,996	21,747,257
売買目的有価証券	1,227,630	1,095,044	69,445	2,392,119
その他有価証券	6,376,283	11,450,302	1,528,551	19,355,137
国債	1,006,709	－	－	1,006,709
地方債	－	39,667	－	39,667
社債	－	1,235,085	－	1,235,085
株式	3,068,076	4,548	－	3,072,625
外国証券	2,140,240	9,947,323	1,528,551	13,616,115
公社債	1,679,300	8,945,905	1,272,359	11,897,565
株式等	460,939	1,001,418	256,191	1,718,550
その他の証券	161,256	223,676	－	384,933
貸付金	－	－	122,421	122,421
デリバティブ取引	2,080	188,333	10,370	200,784
通貨関連	－	53,152	171	53,323
金利関連	－	28,245	－	28,245
株式関連	1,814	95,573	10,199	107,587
その他	265	11,362	－	11,628
資産計	7,605,994	13,224,610	1,896,456	22,727,061
デリバティブ取引	252	592,401	1,226	593,879
通貨関連	－	521,004	899	521,904
金利関連	－	64,273	－	64,273
株式関連	252	6,512	326	7,091
その他	－	610	－	610
負債計	252	592,401	1,226	593,879

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は590,444百万円です。

当該投資信託の期首残高から当連結会計期間末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	335,133
当連結会計期間の損益又はその他の包括利益 損益に計上 ^{※1}	61,852
その他の包括利益に計上	4,431
購入、売却、償還等の純額	57,421
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取 扱いを適用した額	193,458
当連結会計期間に基準価額を時価とみなす取 扱いを適用しないこととした額	—
当連結会計期間末残高	—
当連結会計期間の損益に計上した額のうち連 結貸借対照表日において保有する投資信託の 評価損益	590,444
	—

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当連結会計期間末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その連結貸借対照表計上額は408,797百万円です。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	97,872	97,872
有価証券	10,286,617	5,536,234	2,006	15,824,857
満期保有目的の債券	156,558	2,062,620	—	2,219,178
国債	156,558	—	—	156,558
地方債	—	16,097	—	16,097
社債	—	181,986	—	181,986
外国証券	—	1,864,536	—	1,864,536
公社債	—	1,864,536	—	1,864,536
責任準備金対応債券	10,128,793	3,430,828	2,006	13,561,628
国債	10,128,793	—	—	10,128,793
地方債	—	128,290	—	128,290
社債	—	1,689,557	—	1,689,557
外国証券	—	1,612,980	2,006	1,614,986
公社債	—	1,612,980	2,006	1,614,986
子会社株式及び関連 会社株式	1,264	42,785	—	44,050
貸付金	—	15,965	3,035,991	3,051,956
資産計	10,286,617	5,552,200	3,135,869	18,974,687
社債	—	530,644	—	530,644
負債計	—	530,644	—	530,644

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

負 債

①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報^{※1}

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
貸付金	割引現在価値法	割引率	6.15%~7.45%

※1 レベル3の時価となるもので、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものは記載しておりません。

②期首残高から当連結会計期間末残高への調整表、当連結会計期間の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	貸付金	デリバティブ取引 ^{※3}	合計
期首残高	153,716	14,990	1,126,664	123,140	5,156	1,423,668
当連結会計期間の損益 又はその他の包括利益 損益に計上 ^{※1}	△9,933	2,868	142,079	814	△14,523	121,305
その他の包括利益に計上	2	2,868	124,208	814	△14,523	113,371
購入、売却、発行及び 決済等の純額	△9,935	—	17,870	—	—	7,934
レベル3の時価への振替 ^{※2}	△2,460	6,485	323,341	△1,534	18,511	344,344
レベル3の時価からの振替	—	—	5,911	—	—	5,911
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	—	—
当連結会計期間末残高	141,323	24,345	1,597,996	122,421	9,143	1,895,230
当連結会計期間の損益に計上 した額のうち連結貸借対照表 日において保有する金融資産 及び金融負債の評価損益	—	—	△0	△12,102	△10,252	△22,355

※1 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 レベル1の時価またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は、当連結会計年度の期首に行っております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、キャッシュ・フローの不確実性と金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は469,084百万円、時価は622,640百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,436百万円をその他の負債に計上しております。

20. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、585百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は、585百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、15百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

債権のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

21. 有形固定資産の減価償却累計額は、423,931百万円です。

22. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、881,798百万円です。なお、負債の額も同額です。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------|------------|
| 当期首現在高 | 215,667百万円 |
| 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 | 57,067百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 59,221百万円 |
| 利息による増加等 | 25百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 213,538百万円 |
24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、187,476百万円です。
25. 担保に提供している資産の額は、有価証券5,429,574百万円、貸付金773,250百万円、現金及び預貯金10,837百万円です。
26. 取得による企業結合に関する事項は次のとおりです。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Singapore Life Holdings Pte. Ltd.
事業の内容	保険事業および保険関連事業（注1）

（注1） Singapore Life Holdings Pte. Ltd.は持株会社であり、同社傘下の子会社が保険事業等を営んでおります。

②企業結合を行った主な理由

当社は、シンガポールをアジア事業戦略における中核市場の一つと位置付けており、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.に対しては、2019年の初回出資以降、長期的に経営に関与する戦略投資家として、その事業拡大を支援してきました。

Singapore Life Holdings Pte. Ltd.は、創業当初からデジタルを活用したビジネスモデルに強みを持ち、2020年にはAvivaのシンガポール事業を買収するなど、順調に業容を拡大しており、現在では多様な商品・販売チャンネルを有するシンガポール大手生命保険会社の一角に成長しました。

また、アジア地域の事業展開としてフィリピンへも進出しています。このような実績・成長性の両面と、これまで築き上げてきた両社の良好な関係性を踏まえ、今般、子会社化の判断に至りました。

③企業結合日

2023年12月31日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

Singapore Life Holdings Pte. Ltd.

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	26.47%
企業結合日に追加取得した議決権比率	73.53%
取得後の議決権比率	100%

- ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるためであります。
- (2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
企業結合日の決算財務諸表を使用しているため、被取得企業の業績は連結財務諸表に含まれておりません。
- (3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

企業結合の直前に所有していた株式の企業結合日における時価	126,937百万円
追加取得に伴い支出した現金	378,489百万円
取得原価	505,426百万円
- (4) 被取得企業の取得原価と、持分法による評価額との差額

段階取得に係る差益	105,684百万円
-----------	------------
- (5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	3,494百万円
------------	----------
- (6) 取得原価の配分に関する事項
- ①企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の部合計	1,335,651百万円
（うち有価証券	1,213,740百万円)
負債の部合計	1,286,431百万円
（うち保険契約準備金	1,176,396百万円)
- ②発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
1. 発生したのれん

1. 発生したのれん	455,546百万円
------------	------------
2. 発生原因
買収価格算定時に見込んだ将来利益を反映させた投資額が、企業結合時に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったためであります。
なお、当連結会計年度末において、企業結合日時点における識別可能資産及び負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。
そのため、現時点においては、無形固定資産等の追加認識を行っておらず、暫定的に取得原価と企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の純額との差額をのれんに計上しております。
従って、のれんの償却方法および償却期間も検討中です。
- (7) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定したときの当連結会計年度の連結損益計算書への影響の概算額

経常収益	417,594百万円
経常損失	2,918百万円
親会社に帰属する当期純損失	4,501百万円

であります。
概算額は、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.の2023年12月期の年次決算書に基づき算定された経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失であります。
なお、取得原価の配分が完了していないため、のれん等の償却額は当該計算に含めておりません。当該概算額は、実際に企業結合が当連結会計年度開始の日に完了した場合のSingapore Life Holdings Pte. Ltd.の経常収益、経常損失及び親会社に帰属する当期純損失を表すものではありません。
なお、当該影響額については監査証明を受けておりません。

27. 当社は、保険業法第60条の規定により基金を50,000百万円新たに募集いたしました。
28. 当社は、2024年6月21日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金50,000百万円の期限前返済を行う予定です。
29. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、5,188,107百万円です。
30. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は37百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
31. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、22,331百万円です。
32. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が506,019百万円含まれています。
33. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が170,000百万円含まれています。
34. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ667,754百万円、609,211百万円含まれています。
35. 国内の連結子会社及び子法人等における修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
36. グループ通算制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
37. 繰延税金資産の総額は、852,325百万円、繰延税金負債の総額は、553,322百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、17,412百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金442,138百万円及び価格変動準備金253,898百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額380,593百万円です。当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は0.6%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、段階取得に係る差益△17.9%および社員配当準備金繰入額△9.9%です。
38. Singapore Life Holdings Pte. Ltd.は、International Financial Reporting Standards IFRS17「Insurance Contracts」を当連結会計年度の期首より適用しております。

2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,378,769
保険料等収入	2,644,206
資産運用収入	1,643,252
利息及び配当金等収入	1,132,162
税金の信託運用益	2,861
売買目的有価証券運用益	31,917
有価証券売却益	148,786
有価証券償還益	3,559
為替差益	192,241
その他運用収入	14,270
特別勘定資産運用益	117,452
その他経常収入	91,311
経常費用	4,260,978
保険金等支払	2,303,512
保年給	597,207
解約の他返戻金等	432,351
責任準備金繰入	480,481
支払準備金繰入	557,210
社員配当金積立利息繰入	236,261
資産運用費用	764,409
支有価証券売却却損	15,223
有価証券評価還損	749,160
有価証券償還費用	25
金融派生商品繰入	501,233
貸倒引当金等減価却	55,551
その他の他業常費	137,691
事業の他業常費	5,712
その他業常費	445
その他業常費	229,103
その他業常費	39
その他業常費	9,758
その他業常費	62,931
その他業常費	507,797
その他業常費	184,025
経常利益	117,791
特別利益	107,212
固定資産等処分益	1,528
段階取得に係る差益	105,684
特別損失	59,796
固定資産等処分損	575
減価償却損	180
価格変動準備金繰入	58,328
社会及び契約者福祉増進助成	711
税金等調整前当期純剰余	165,208
法人税及び等	△11,607
法人税等	12,612
法人税等	1,004
当期純剰余	164,203
非支配株主に帰属する当期純剰余	7
親会社に帰属する当期純剰余	164,196

- (注) 1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 当社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
賃貸不動産等	土地及び建物等	122百万円
遊休不動産等	土地及び建物等	41百万円
	計	163百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	-	639,000	2	155,000	794,002
シンガポール持分法適用関連法人等の会計基準 (IFRS17) に基づく累積的影響額				△29,963	△29,963
シンガポール持分法適用関連法人等の会計基準 (IFRS17) を反映した当期首残高	-	639,000	2	125,036	764,039
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の立				△57,067	△57,067
親会社に帰属する当期純剰余				164,196	164,196
土地再評価差額金の取				△3,045	△3,045
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	50,000	-	-	104,083	154,083
当期末残高	50,000	639,000	2	229,119	918,122

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,564	△13,063	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	760,227
シンガポール持分法適用関連法人等の会計基準 (IFRS17) に基づく累積的影響額								△29,963
シンガポール持分法適用関連法人等の会計基準 (IFRS17) を反映した当期首残高	5,564	△13,063	△59,645	28,216	5,005	△33,921	147	730,264
当期変動額								
基金の募集								50,000
社員配当準備金の立								△57,067
親会社に帰属する当期純剰余								164,196
土地再評価差額金の取								△3,045
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	858,695	△23,297	3,045	10,523	52,182	901,149	△654	900,495
当期変動額合計	858,695	△23,297	3,045	10,523	52,182	901,149	△654	1,054,578
当期末残高	864,260	△36,360	△56,600	38,740	57,188	867,227	△507	1,784,843

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 卓 弥
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

住友生命保険相互会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 卓 弥
業務執行社員

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、住友生命保険相互会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「会計監査人に関する事項」に含まれる(1)会計監査人の状況に記載されている。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、保険業法第53条の30第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

住友生命保険相互会社 監査委員会

監査委員 森 公 高 ㊟

監査委員 片 山 登志子 ㊟

監査委員 石 井 茂 ㊟

監査委員 百 合 達 哉 ㊟

(注) 監査委員 森公高、片山登志子及び石井茂は、保険業法第53条の24第3項に規定する社外取締役であります。

2. 審議委員会審議事項報告の件

定款第28条第4項に基づき、審議委員会で報告、審議した事項を次のとおりご報告いたします。

2023年度第2回審議委員会（2023年11月20日 東京都において開催）

- (1) 2023年度上半期事業概況等について
- (2) 中期経営計画および「住友生命グループVision2030」について

2024年度第1回審議委員会（2024年5月23日 東京都において開催）

- (1) 2023年度決算案および事業概況等について
- (2) 中期経営計画および「住友生命グループVision2030」について

上記各項目のほか、ご契約者懇談会におけるご契約者のご意見についても報告し、審議委員会で審議しております。

以 上

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

2023年度剰余金処分案承認の件

議案の内容は63ページに記載のとおりです。

2023年度の剰余金処分量696億1271万6236円のうち583億5538万7469円を社員配当準備金に繰り入れたいと存じます。

差引純剰余金112億5732万8767円につきましては、まず、保険業法第58条の規定に基づく損失填補準備金2億円の積立て、2023年8月に募集した基金の拠出者に対する利息3億5732万8767円の支払いに充てたいと存じます。また、任意積立金として、将来の基金償却のための準備金を100億円、社会及び契約者福祉増進基金を7億円、それぞれ積み立てさせていただきたいと存じます。

第2号議案

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剰余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2023年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 3年ごと配当契約【販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック】

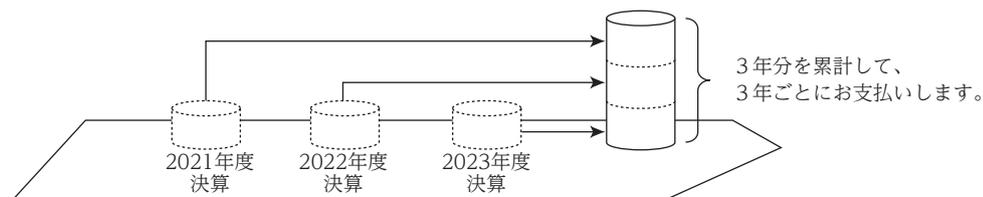
契約ごとに次の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2023年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等 × 長期継続配当率（別表3）

(注) 「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料（年額）については割引・割増前の保険料（健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料）とします。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(2021年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 5年ごと利差配当契約

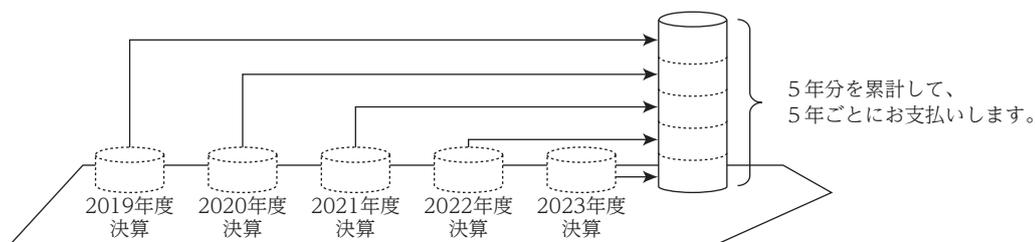
契約ごとに次の項目(①、②)の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計 算 方 法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2023年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料(年額) × 長期継続配当率(別表4) ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額等 × 長期継続配当率(別表5)

(注) 「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。なお、長期継続配当の計算において、Vitalityの保険料(年額)については割引・割増前の保険料(健康増進乗率適用特約を付加していない場合の保険料)とします。

<ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ>

(2019年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに次の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項 目	計 算 方 法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保 險 金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	入院給付日額等 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
団体定期保険・総合福祉団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用団体生命保険 団体3大疾病保障保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに次のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類		配 当 率
予定利率1%未満の保険種類		1. 20%－予定利率
予定利率1%以上2%以下の保険種類	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)以外	1. 60%－予定利率
	5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)	1. 35%－予定利率
予定利率2%超の保険種類		1. 15%－予定利率

ただし、下記の保険種類については次のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	1995年9月1日以降の 保険料一時払契約*	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約*	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)* 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)*		0%
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)		0%
低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	1999年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は2023年度決算に基づく利差益配当率を示しています。
2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
3. 上表の保険種類には、新転換特約および新保障一括見直し特約に定める振替原資を含みます。
4. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)、予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)、5年ごと利差配当付選択通貨建個人年金保険(一時払い)(23)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)(付加された夫婦年金移行特約を含みます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約(子型)、介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)ならびに5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(19)(円建終身保険へ変更した契約)の利差益配当は0円とします。

* 配当金により保険金を買増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。ただし、年金支払特約については、1998年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約 定期保険特約(18)・収入保障特約(18)	2007年4月1日以前	経過18年の契約 男性	7.5%	7.5%	21.0%	34.5%
		女性	4.5%	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%
		経過21年の契約 男性	7.5%	21.0%	34.5%	46.5%	46.5%	46.5%	46.5%
		女性	4.5%	12.0%	22.5%	25.5%	28.5%	28.5%	28.5%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約 男性	6.0%	6.0%	12.0%	18.0%	30.0%	30.0%	30.0%
		女性	3.0%	3.0%	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	12.0%
	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%	20.0%
		女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%	8.0%
	2018年8月1日以前	経過9年の契約 男性	10.0%	10.0%	20.0%	30.0%	50.0%	50.0%	50.0%
		女性	5.0%	5.0%	5.0%	10.0%	15.0%	20.0%	20.0%
	2018年8月2日以降	経過6年の契約 男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約 男性	13.5%	13.5%	27.0%	37.5%	46.5%	40.5%	40.5%
		女性	13.5%	13.5%	21.0%	31.5%	31.5%	25.5%	25.5%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約 男性	8.0%	8.0%	12.0%	14.0%	20.0%	16.0%	16.0%
		女性	8.0%	8.0%	8.0%	10.0%	10.0%	12.0%	6.0%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約 男性	12.0%	12.0%	18.0%	21.0%	30.0%	24.0%	24.0%
		女性	12.0%	12.0%	12.0%	15.0%	15.0%	9.0%	9.0%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約 男性	10.0%	10.0%	20.0%	25.0%	40.0%	40.0%	40.0%
		女性	5.0%	5.0%	5.0%	10.0%	10.0%	15.0%	15.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日以前	経過18年の契約 男性	-	6.75%	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		女性	-	0.75%	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%
		経過21年の契約 男性	-	10.50%	17.25%	20.25%	20.25%	20.25%	20.25%
		女性	-	4.50%	8.25%	8.25%	11.25%	11.25%	11.25%
	2007年4月2日以降	経過12年の契約 男性	-	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%	8.00%
		女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%	2.00%
	2013年4月1日以前	経過15年の契約 男性	-	6.00%	6.00%	9.00%	12.00%	12.00%	12.00%
		女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.00%	3.00%
	2013年4月2日以降	経過9年の契約 男性	-	10.00%	10.00%	15.00%	20.00%	20.00%	20.00%
		女性	-	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.00%	5.00%
生活障害収入保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	8.0%	8.0%	11.0%	12.0%	4.0%	8.0%	8.0%
		女性	8.0%	8.0%	9.0%	11.0%	15.0%	20.0%	20.0%
		経過9年の契約 男性	32.0%	32.0%	44.0%	48.0%	16.0%	32.0%	32.0%
		女性	32.0%	32.0%	36.0%	44.0%	60.0%	80.0%	80.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日以降	経過6年の契約 男性	3.0%	3.0%	12.0%	16.0%	21.0%	23.0%	23.0%
		女性	5.0%	5.0%	0.0%	0.0%	20.0%	12.0%	12.0%
		経過9年の契約 男性	12.0%	12.0%	48.0%	64.0%	84.0%	92.0%	92.0%
		女性	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	48.0%	48.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとし、ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2023年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過18年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
		経過21年 の契約	男性	357	378	420	462	462	273	273
			女性	546	609	504	357	189	0	0
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性	357	357	399	441	462	273	273
			女性	399	609	567	399	378	0	0
疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過18年 の契約	男性	672	588	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過21年 の契約	男性	651	441	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性	378	420	441	0	0	0	0
			女性	105	0	0	231	714	1,512	1,512
入院初期給付特約	経過21年 の契約	男性	420	210	0	0	0	0	0	
		女性	126	0	0	147	399	336	336	
入院治療重点保障特約	経過15年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
	経過18年 の契約	男性	672	609	378	210	0	0	0	
		女性	420	273	273	357	567	588	588	
通院特約	経過21年 の契約	男性	357	546	1,176	1,932	4,851	6,552	6,552	
		女性	441	504	861	1,491	3,843	5,313	5,313	
通院特約(04)	経過18年 の契約	男性	483	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	
		女性	609	588	777	1,386	3,234	6,384	6,384	
入院保障充実特約	経過15年 の契約	男性	105	84	21	0	0	0	0	
		女性	42	0	0	21	63	84	84	
総合医療特約	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	749	1,820	1,673	1,736	1,757	938	2,450
			女性	602	560	560	1,295	1,190	1,778	2,387
		経過12年 の契約	男性	322	1,036	938	980	994	448	1,456
			女性	224	196	196	686	616	1,008	1,414
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	270	1,530	1,320	1,050	510	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	147	546	1,302	1,512	966
			女性	0	0	252	1,029	1,785	3,801	4,788
		経過12年 の契約	男性	0	0	98	364	868	1,008	644
			女性	0	0	168	686	1,190	2,534	3,192
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	210	780	1,380	1,680	0
			女性	0	0	360	1,470	2,550	4,200	5,490
がん入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過9年 の契約	男性	0	0	0	189	588	609	357
			女性	0	0	0	231	546	903	672
		経過12年 の契約	男性	0	0	0	126	392	406	238
			女性	0	0	0	154	364	602	448
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	0	270	840	540	0
			女性	0	0	0	330	780	1,050	720

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約) (例示) (続き)

(特約保険金額10万円について)

保険種類	対象契約		契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日 以前	経過6年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
		経過9年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0	0	0	56	252	896	8,568
			女性	140	1,036	1,148	756	616	1,148	5,516

(保険料(年額)について)

保険種類	対象契約		契約 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%
新先進医療特約	2018年8月1日 以前	経過6年 の契約	男性	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%
			女性	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%
		経過9年 の契約	男性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
			女性	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%	112.5%
		経過12年 の契約	男性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
			女性	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	2018年8月2日 以降 2021年4月1日 以前	経過6年 の契約	男性	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%
			女性	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%
	2021年4月2日 以降	経過6年 の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約当日の前日における保険料払込終了契約(特約が保険料払込免除となっている契約)、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後の新先進医療特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約、次年度において経過年数が6年以上の契約で特約の保険期間の満了により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。(ただし、3年ごとと当日および直前の3年ごとと当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約もしくは新保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2023年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表4

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

（保険料（年額）について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			5年ごと利差配当付定期保険 定期保険集団扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約 定期保険特約(18)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 12.5% 女性 7.5%	35.0% 20.0%	57.5% 37.5%	77.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 10.0% 女性 5.0%	10.0% 5.0%	20.0% 5.0%	30.0% 10.0%	50.0% 15.0%	50.0% 20.0%	50.0% 20.0%
	2013年4月2日 以降 2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 14.0% 女性 7.0%	14.0% 7.0%	28.0% 7.0%	42.0% 14.0%	70.0% 21.0%	70.0% 28.0%	70.0% 28.0%
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 0.0% 女性 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%
新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 22.5% 女性 22.5%	45.0% 35.0%	62.5% 52.5%	77.5% 52.5%	67.5% 57.5%	67.5% 42.5%	67.5% 42.5%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 20.0% 女性 20.0%	20.0% 20.0%	30.0% 20.0%	35.0% 25.0%	50.0% 25.0%	40.0% 15.0%	40.0% 15.0%
	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 14.0% 女性 7.0%	14.0% 7.0%	28.0% 7.0%	35.0% 14.0%	56.0% 14.0%	56.0% 21.0%	56.0% 21.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	17.50%	28.75%	33.75%	33.75%	33.75%	33.75%
			女性 -	7.50%	13.75%	13.75%	18.75%	18.75%	18.75%
		経過25年 の契約	男性 -	17.50%	28.75%	33.75%	33.75%	33.75%	33.75%
			女性 -	7.50%	13.75%	13.75%	18.75%	18.75%	18.75%
	2007年4月2日 以降 2013年4月1日 以前	経過15年 の契約	男性 -	10.00%	10.00%	15.00%	20.00%	20.00%	20.00%
			女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	5.00%	5.00%
2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	14.00%	14.00%	21.00%	28.00%	28.00%	28.00%	
		女性 -	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	7.00%	7.00%	
生活障害収入保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 40.0%	40.0%	55.0%	60.0%	20.0%	40.0%	40.0%
			女性 40.0%	40.0%	45.0%	55.0%	75.0%	100.0%	100.0%
特定重度生活習慣病保障特約	2013年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 15.0%	15.0%	60.0%	80.0%	105.0%	115.0%	115.0%
			女性 25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	60.0%	60.0%

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (定期保険特約等) (例示) (続き)

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度(保険料の高額割引制度を含みます。)が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度(保障見直し制度を含みます。)で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算し、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。
3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の(第1)被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約(配偶者型)については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2023年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

（入院給付日額 1,000円について）

保 険 種 類	対 象 契 約	契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		経過25年 の契約	男性 595	630	735	770	455	455	455
		女性 980	910	630	595	0	0	0	
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 595	630	700	770	770	455	455
	女性 910	1,015	840	595	315	0	0		
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 595	595	665	735	770	455	455
	女性 665	1,015	945	665	630	0	0		
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		経過25年 の契約	男性 945	0	0	0	0	0	0
		女性 0	0	0	0	0	0	0	
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 1,085	735	0	0	0	0	0
	女性 0	0	0	0	0	0	0		
	2007年4月2日 以降	経過15年 の契約	男性 630	700	735	0	0	0	0
	女性 175	0	0	385	1,190	2,520	2,520		
入院初期給付特約		経過25年 の契約	男性 560	210	0	0	0	0	0
		女性 0	0	175	490	560	560	560	
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約		経過15年 の契約	男性 1,120	1,015	630	350	0	0	0
			女性 700	455	455	595	945	980	980
		経過20年 の契約	男性 1,120	770	525	175	0	0	0
			女性 595	420	560	665	1,120	980	980
通院特約 こども通院特約		経過20年 の契約	男性 595	910	1,960	3,220	8,085	10,920	10,920
			女性 735	840	1,435	2,485	6,405	8,855	8,855
		経過25年 の契約	男性 665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920	10,920
			女性 770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855	8,855
通院特約(04) こども通院特約(04)		経過20年 の契約	男性 770	1,190	2,485	4,060	9,870	13,125	13,125
		女性 945	1,085	1,820	3,150	7,840	10,640	10,640	
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約		経過15年 の契約	男性 175	140	35	0	0	0	0
		女性 70	0	0	35	105	140	140	
総合医療特約 こども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 1,295	3,206	2,961	3,234	3,535	1,862	5,390
		女性 1,078	980	980	2,695	2,450	3,822	5,243	
	経過15年 の契約	男性 1,575	2,765	2,170	2,695	1,505	3,640	3,640	
		女性 805	490	1,225	1,575	1,995	3,535	3,535	
2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 315	1,785	1,540	1,225	595	0	0	
	女性 0	0	0	0	0	0	0		
成人病入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 0	0	245	910	2,394	2,744	2,254
		女性 0	0	420	1,715	2,975	6,909	8,610	
	経過15年 の契約	男性 0	0	525	1,330	2,870	1,610	1,610	
		女性 0	0	945	2,450	4,690	7,980	7,980	
2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 0	0	245	910	1,610	1,960	0	
	女性 0	0	420	1,715	2,975	4,900	6,405		
がん入院特約(09)	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 0	0	0	315	980	1,169	833
		女性 0	0	0	385	910	1,617	1,232	
	経過15年 の契約	男性 0	0	0	665	1,260	595	595	
		女性 0	0	280	560	1,260	1,120	1,120	
2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 0	0	0	315	980	630	0	
	女性 0	0	0	385	910	1,225	840		
限定告知型医療特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	27,055	39,060	59,360
		女性 -	-	-	-	22,820	34,615	49,560	
	2007年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	22,540	26,460	38,857
		女性 -	-	-	-	20,237	23,226	36,505	
	2018年8月1日 以前	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	16,590	21,280	44,310
		女性 -	-	-	-	14,595	20,265	38,010	
2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	0	
	女性 -	-	-	-	-	0	0	0	
限定告知型入院保障充実特約	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	0
		女性 -	-	-	-	0	0	539	
	経過15年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	420	
		女性 -	-	-	-	0	0	595	
2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性 -	-	-	-	0	0	0	
	女性 -	-	-	-	-	0	0	0	
限定告知型通院特約	2007年4月1日 以前	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	28,385	47,740	57,575
		女性 -	-	-	-	22,715	39,060	47,810	
	2007年4月2日 以降	経過20年 の契約	男性 -	-	-	-	21,385	37,065	45,115
		女性 -	-	-	-	17,115	30,345	37,660	

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表 (災害・疾病特約等) (例示) (続き)

(特約保険金額10万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				円	円	円	円	円	円	
がん診断特約	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性	0	0	0	0	0	0	0
			女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日 以降	経過10年 の契約	男性	0	0	0	56	252	896	8,568
			女性	140	1,036	1,148	756	616	1,148	5,516

(保険料(年額)について)

保 険 種 類	対 象 契 約		契 約 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
				%	%	%	%	%	%	
新先進医療特約	2018年8月1日 以前	経過10年 の契約	男性	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%
			女性	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%
	2018年8月2日 以降 2021年4月1日 以前	経過10年 の契約	男性	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%
			女性	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%	248.4%
	2021年4月2日 以降	経過10年 の契約	男性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
			女性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。ただし、更新後契約に付加された新先進医療特約および更新後の新先進医療特約は対象とします。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約および子ども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、子ども通院特約、通院特約(04)、子ども通院特約(04)および限定告知型通院特約は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、子ども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2023年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。
9. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したものとします。ただし、健康増進乗率適用特約を付加した保険契約については健康増進乗率適用特約が付加されていないものとして計算します。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	到達 年 齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険 新教育保険・定期付養老保険	1969年5月以前の契約	男性	—	—	—	—	—	15,970	40,480	
		女性	—	—	—	—	—	19,490	49,300	
生存給付金付終身保険・終身保険 通増年金収入保障保険	1969年6月以降 1974年4月以前の契約	男性	—	—	—	—	4,930	13,750	38,630	
		女性	—	—	—	—	5,970	17,270	47,450	
生存給付金付通増年金収入保障保険 定期保険・新生生存給付金付定期保険特約	1974年5月以降 1976年3月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	2,250	6,730	20,200	
		女性	—	—	—	—	3,290	10,250	29,020	
連生終身保険・定期保険特約 家族定期保険特約(配偶者型)	1976年3月2日以降 1981年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	1,250	2,250	6,730	20,200	
		女性	—	—	—	1,090	1,700	5,780	17,060	
家族定期保険特約(子型) 増加養老保険・増加養老保険特約	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	760	1,600	5,090	16,740	
		女性	—	—	—	580	830	3,110	10,560	
増加終身保険・増加生存保険 養老保険特約・終身保険特約	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前の契約	男性	—	—	140	450	1,570	4,060	13,560	
		女性	—	—	210	360	480	1,860	7,520	
保険料特別払込定期保険特約 生存給付金付定期保険特約	1990年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	—	130	390	1,400	3,220	9,770	
		女性	—	—	200	230	350	1,330	5,910	
連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約	1996年4月2日 以降の保険年齢 方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
		配当回数4回以降 9回以内	男性	50	500	110	280	770	3,220	8,500
		女性	40	70	70	180	350	1,210	4,280	
連生通減定期保険特約・収入保障特約 保険料特別払込通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年5月31日以前 の満年齢方式の契約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460	
		配当回数9回以内	男性	—	—	—	—	680	1,350	5,620
		女性	—	—	—	—	190	320	1,460	
個人年金保険・新個人年金保険	2018年6月1日以降の 満年齢方式の契約	男性	—	—	—	—	0	0	0	
		女性	—	—	—	—	0	0	0	
変額保険(有期型) 変額保険(終身型)	1994年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	—	640	2,150	6,470	
		女性	—	—	—	—	160	1,210	5,350	
	1994年4月2日以降 1996年4月1日以前の契約	男性	—	—	—	70	470	1,310	2,680	
		女性	—	—	—	0	100	680	3,740	
1996年4月2日以降の契約	男性	—	—	0	70	140	1,310	1,410		
	女性	—	—	0	0	100	560	2,110		
祝金付特別終身保険	1976年3月2日以降の契約	男性	—	—	—	—	—	—	20,200	
		女性	—	—	—	—	—	—	17,060	
特定疾病保障終身保険 特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険特約 特定疾病保障定期保険特約	配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750	
		女性	—	40	140	130	390	1,050	3,720	
		配当回数4回以降 9回以内	男性	—	240	150	340	1,040	2,210	7,750
		女性	—	40	140	130	430	1,280	4,070	
重度慢性疾患保障保険 重度慢性疾患保障保険特約	配当回数3回以内	男性	—	240	160	350	1,040	2,210	7,750	
		女性	—	60	160	240	630	1,280	4,070	
		配当回数10回以降 または更新後契約	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860
		女性	—	50	110	120	240	1,020	3,150	
配当回数4回以降 9回以内	男性	—	250	150	300	910	2,060	6,860		
	女性	—	50	110	120	250	1,040	3,420		
配当回数3回以内	男性	—	250	160	310	910	2,060	6,860		
	女性	—	60	130	200	450	1,040	3,420		
介護収入保障特約 新介護収入保障特約		男性	—	500	100	290	870	3,610	9,320	
		女性	—	70	70	170	370	1,300	5,090	

死差益配当率表(例示) (続き)

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生減定期保険特約、連生保険料特別払込通減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 1996年4月2日以降1999年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険の1987年3月以前の契約については、1981年4月2日以降1985年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険(有期型)または変額保険(終身型)の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)または新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)の定額払済年金保険および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険については、契約時期、定額払済年金保険への変更時期、定額年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険(配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。)および1998年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)ならびに最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
		円	円
毎期精算配当付自由保険	1974年4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	1,650 2,650	— —
	1974年5月以降 1981年4月1日以前	1,650	—
	1981年4月2日以降 1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
	新教育保険	1993年4月1日以前	50
1993年4月2日以降 1999年4月1日以前		50	0
1999年4月2日以降		0	0
定期付養老保険	1970年11月9日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年4月1日以前	1,650	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年4月1日以前	1,900	1,100
	1981年4月2日以降	1,000	950
終身保険	1985年4月1日以前	1,000	—
	1985年4月2日以降 1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降 1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降 1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
通増年金収入保障保険		1,650	1,100

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
生存給付金付通増年金収入保障保険	1981年 4 月 1 日以前	円 1,900	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	1,000	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	600	550
	1990年 4 月 2 日以降	250	200
	定期保険	1981年 4 月 1 日以前	-
定期保険	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
	定期保険集団扱特約付定期保険		-
連生終身保険	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障終身保険	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険		-	0
重度慢性疾患保障保険		-	0
変額保険 (有期型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
変額保険 (終身型)	1994年 4 月 1 日以前	600	-
	1994年 4 月 2 日以降	50	-
個人年金保険		-	1,000
新個人年金保険	1990年 4 月 1 日以前	-	600
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	250
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0
個人年金保険(93)	1999年 4 月 1 日以前	-	50
	1999年 4 月 2 日以降	-	0

費差益配当率表 (続き)

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
定期保険特約	1981年 4 月 1 日以前	円 -	円 1,100
	1981年 4 月 2 日以降 1985年 4 月 1 日以前	-	950
	1985年 4 月 2 日以降 1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
家族定期保険特約 (配偶者型) 家族定期保険特約 (子型)	1990年 4 月 1 日以前	-	550
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
養老保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
終身保険特約	1990年 4 月 1 日以前	600	-
	1990年 4 月 2 日以降 1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
生存給付金付定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	50	200
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	0
	1999年 4 月 2 日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生終身保険特約	1993年 4 月 1 日以前	250	-
	1993年 4 月 2 日以降 1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
通減定期保険特約	1993年 4 月 1 日以前	-	200
	1993年 4 月 2 日以降	-	0
連生通減定期保険特約		-	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年 4 月 1 日以前	50	-
	1999年 4 月 2 日以降	0	-
特定疾病保障定期保険特約		-	0
重度慢性疾患保障保険特約		-	0
収入保障特約		-	0
介護収入保障特約		-	0
新介護収入保障特約		-	0

費差益配当率表 (続き)

2. 保険料払済後

1981年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約（更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ）については、次の金額を加算します。

(1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円

(2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。

2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)、新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

別表8

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金額 100万円について)

保 險 種 類	対 象 契 約	配 当 率	
		男 性	女 性
傷害特約	1983年4月1日以前	円 200	円 350
	1983年4月2日以降 1990年4月1日以前	100	150
	1990年4月2日以降 2001年4月1日以前	50	50
	2001年4月2日以降	0	0
災害保障特約	1976年3月1日以前	1,280	1,650
	1976年3月2日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	1976年3月1日以前	930	1,110
	1976年3月2日以降	330	510
家族災害保障特約	1976年3月1日以前	1,490	—
	1976年3月2日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年4月1日以前	200	350
	1983年4月2日以降 1990年4月1日以前	100	150
	1990年4月2日以降 2001年4月1日以前	50	50
	2001年4月2日以降	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
手術給付金付疾病入院保障特約	円 0	円 0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	-	0
女性疾病医療特約(01)	-	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	-	0

(入院給付日額 1,500円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500

(特約給付金額 1万円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
傷害損傷特約	円 0	円 0
傷害損傷特約(04)	0	0
がん薬物治療特約	0	0

(特約保険金額 10万円について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
がん診断継続保障特約	円 0	円 0

(1件について)

保 険 種 類	配 当 率	
	男 性	女 性
先進医療特約	円 0	円 0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達 年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	-	-	760	580	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年4月1日以前	男性	-	-	780	600	0	0	0
		女性	-	-	0	0	0	0	0
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	300	280	100	0	0	0
		女性	-	100	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	男性	-	160	180	210	0	0	0
		女性	-	80	0	0	110	270	740
通院特約 こども通院特約	2001年4月1日以前	男性	-	-	220	410	770	1,550	3,020
		女性	-	-	260	320	610	1,280	2,490
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
	2007年4月2日以降	男性	-	180	170	360	670	1,400	2,870
		女性	-	230	210	270	510	1,130	2,340
通院特約(04)	2007年4月1日以前	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
	2007年4月2日以降	男性	-	230	230	470	850	1,750	3,470
		女性	-	310	270	350	640	1,400	2,840
入院初期給付特約	男性	-	-	180	70	0	0	0	
	女性	-	-	0	0	50	120	170	
入院治療重点保障特約	2007年4月1日以前	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
	2007年4月2日以降	男性	-	310	300	190	110	0	0
		女性	-	210	140	130	160	250	300
入院保障充実特約	男性	-	50	50	10	0	0	0	
	女性	-	20	0	0	10	30	40	
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年8月1日以前	男性	210	350	570	410	560	340	790
		女性	100	190	100	290	290	430	710
	2018年8月2日以降	男性	110	220	400	240	230	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	-	0	0	110	280	620	360
		女性	-	0	0	240	520	970	1,640
	2018年8月2日以降	男性	-	0	0	110	280	430	0
		女性	-	0	0	190	520	750	1,320
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	140	270	130
		女性	0	0	0	60	120	270	200
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	140	220	0
		女性	0	0	0	60	120	270	150

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,500円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	—	—	450	450	450	450	450
		女性	—	—	630	630	630	630	630
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	—	450	450	450	450	450
		女性	—	—	630	630	630	630	630
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	—	225	225	225	225	225	225
		女性	—	180	180	180	180	180	180
	2007年4月2日以降	男性	—	225	225	255	285	300	225
		女性	—	210	315	285	210	240	0

(特約保険金額 10万円について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
がん診断特約	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	0	0	0	0	50	110	750
		女性	0	110	390	220	130	240	540
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

(1件について)

保険種類	対象契約	到達年齢 性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			円	円	円	円	円	円	円
新先進医療特約	2018年8月1日以前	男性	540	540	540	540	540	540	540
		女性	540	540	540	540	540	540	540
	2018年8月2日以降 2021年4月1日以前	男性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
		女性	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
	2021年4月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
2. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
3. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。
4. 2023年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
団体3大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10%から60%まで

- (注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。
2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険(02) 確定給付企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0%
拠出型企業年金保険(02)	責任準備金に対して、0%

- (注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(1型)部分の責任準備金を含みません。
2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

第3号議案

取締役11名選任の件

本総代会終結の時をもって、現任の取締役（11名）全員が任期満了により退任いたします。つきましては、本総代会におきまして、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
	<p>はし もと まさ ひろ 橋 本 雅 博 (1956年2月21日生)</p> <p><再任></p>	<p>1979年4月 当社入社 2006年4月 執行役員 2007年7月 常務取締役 常務執行役員 2011年7月 取締役 常務執行役員 2012年4月 代表取締役 専務執行役員 2014年4月 代表取締役社長 社長執行役員 2015年7月 取締役 代表執行役社長 2021年4月 取締役会長 代表執行役（現任）</p> <p>[指名委員、報酬委員]</p>
1	<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>橋本雅博氏は、2014年から当社の代表取締役社長、2015年からは取締役 代表執行役社長として、「スミセイ中期経営計画2016」および「スミセイ中期経営計画2019」を着実に推進し、ブランド戦略の進化を図り、営業職員によるコンサルティングとサービスの一層の向上に取り組む一方、マルチチャネルや海外事業といった分野に経営資源を振り向け、新たな成長戦略の構築を図ってまいりました。また、着実な運用収益の向上を通じた財務基盤の強化に取り組むとともに、成長戦略を支える人財の更なる能力発揮やグループベースの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化を進めてまいりました。2021年に取締役会長代表執行役に就任し、取締役会の議長として、取締役会における意思決定や、執行役等の職務執行に関する監督を行っております。</p> <p>同氏の経営者としての豊富な実績と経験から、取締役会における経営方針の決定や経営の監督機能の発揮に適切な人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
2	たか だ めき のり 高 田 幸 徳 (1964年9月3日生) <再任>	1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2018年4月 上席執行役員 2018年10月 執行役常務 2021年4月 代表執行役社長 2021年7月 取締役 代表執行役社長 (現任) [指名委員、報酬委員]
3	すみ ひで ゆき 角 英 幸 (1963年1月15日生) <再任>	1987年4月 当社入社 2012年4月 執行役員 2014年4月 上席執行役員 2016年4月 執行役常務 2021年4月 代表執行役専務 2021年7月 取締役 代表執行役専務 2023年4月 取締役 代表執行役専務 (グループ・サステナビリティオフィサー) 2024年4月 取締役 代表執行役副社長 (グループ・サステナビリティオフィサー) (現任) [ブランドコミュニケーション部、企画部、主計部、経理部]担当
		<<取締役候補者指名の理由>> 高田幸徳氏は、「スミセイ中期経営計画2016」および「スミセイ中期経営計画2019」を取りまとめ、各計画に掲げた諸目標の達成に尽力するとともに、他社との提携、格付の向上、FinTech研究等にも取り組んでまいりました。“住友生命「Vitality」”には発売準備段階から深く関与し、その拡販とサービスの進化を通じ健康増進という保険価値の提供に邁進してまいりました。また、お客さまと住友生命との様々な接点における一連の顧客体験価値(CX)を高めるための諸方策やデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進、ブランド戦略の進化等にも取り組んでまいりました。そして、2021年に代表執行役社長に就任し、「人とデジタルが融合」したサービス提供を充実させ、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向け取り組んでおります。 同氏の経営全般にわたる深い見識をもとに、取締役会における経営方針等の決定や監督を通じて、2023年度にスタートした「スミセイ中期経営計画2025」に掲げる種々の取組みを確実に遂行するため、昨年に引き続き取締役候補者としております。
		<<取締役候補者指名の理由>> 角英幸氏は、アクチュアリーとして保険数理業務に高い専門性を有し、収益管理部門である主計部や年金数理分野での業務経験が豊富であります。2015年から主計部、経理部の副担当役員として、全社的な見地から、収益・財務基盤の強化を推進してきた実績がございます。2016年以降、主計部、経理部に加え、資産運用の事務管理を担う運用管理部を担当し、2019年以降はこれらに加え調査広報部も担当してまいりました。2021年に運用管理部に替え企画部の担当となり、以降、全社経営戦略の企画・調整・推進に取り組んでおります。2023年に調査広報部に替えブランドコミュニケーション部の担当となり、現在は代表執行役副社長として、ブランド戦略の一段の進化を図るとともに、当社グループ全体のサステナビリティ向上にも取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年に引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
4	えい もり たけ し 栄 森 剛 志 (1964年5月26日生) <再任>	1987年4月 当社入社 2016年4月 執行役員 2017年4月 上席執行役員 2017年7月 執行役常務 2022年4月 執行役専務 2023年4月 代表執行役専務 2023年7月 取締役 代表執行役専務 (現任) [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、 保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部] 担当 <<取締役候補者指名の理由>> 栄森剛志氏は、保険販売部門、人事部、海外部門、調査広報部等において豊富な業務経験を有しております。生命保険協会長事務局や生命保険協会企画部会長を務めるなど、業界代表として保険・金融・消費者関連諸法制改正等に関わった経験がございます。2017年以降は海外部門、人事部、関連事業部門等の担当執行役として、戦略子会社であるシメトラ社を含む国内外の子会社等とも緊密に連携し、当社グループの収益力向上や人財の育成、ダイバーシティの推進等に努めてまいりました。また、2019年から4年間で、商品部を担当し、お客さまに先進の価値を提供する商品や付帯サービスの開発・拡充等にも取り組んでまいりました。2023年4月代表執行役専務就任に際し、事務サービス部門の担当となり、以降、保険契約管理事務の品質向上等を通じたお客さまサービスの充実に精力的に取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営方針の決定や内部統制システムの構築、経営の監督機能の発揮等に相応しい人材と判断し、昨年引き続き取締役候補者としております。
5	ひ り たつ や 百合 達 哉 (1964年6月18日生) <再任>	1988年4月 当社入社 2017年4月 執行役員 2019年4月 上席執行役員 2019年7月 常務執行役員 2020年4月 執行役常務 2023年4月 執行役専務 2023年7月 取締役 (現任) [常勤監査委員] <<取締役候補者指名の理由>> 百合達哉氏は、不動産部門、情報システム部門、事務サービス部門、内部監査部等において豊富な業務経験を有しております。情報システム部門においては、成長戦略や経営インフラを支える情報システムの企画・調整に取り組み、事務サービス部門においては、お客さまのご期待を上回る高品質なサービスを提供できる体制整備等に精力的に取り組まれました。2017年以降、内部監査部長あるいは内部監査部の担当役員として、業務の健全性・適切性を確保することによる効果的な経営目標の実現に向けて取り組んでまいりました。2020年からは財務部、不動産部門、関連事業部門の担当執行役として、各部門の諸課題に注力しましたが、2021年に財務部、関連事業部門に替え、総務部、人事部の担当となり、コーポレートガバナンスの高度化やダイバーシティの推進、人財の育成と適正配置等に取り組まれました。2023年7月に取締役に就任すると同時に常勤監査委員に就任し、以降、執行役および取締役の職務の執行の監査等に取り組んでおります。 同氏のこれらの実績と豊富な経験を踏まえ、取締役会における経営の監督機能の発揮や、内部統制システムの整備等を通じた内部管理態勢の強化のために適切な人材と判断し、昨年引き続き取締役候補者としております。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
6	<p style="text-align: center;">もり きみ たか 森 公 高 (1957年6月30日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1980年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1983年8月 公認会計士登録 2000年6月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 2004年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 金融本部長 2006年6月 同監査法人本部理事 2011年7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパンチェアマン 2013年6月 有限責任あずさ監査法人 退社 2013年7月 森公認会計士事務所開設(現在) 2013年7月 日本公認会計士協会会長 2016年7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 2017年7月 当社社外取締役(現任)</p> <p>[監査委員長] (重要な兼職の状況) 日本公認会計士協会 相談役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役(2024年6月19日退任予定) 三井物産株式会社 社外監査役 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>> 森公高氏は、企業会計分野における豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、大手監査法人の代表社員として企業会計の職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、7年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	<p>かた やま と し こ 片 山 登 志 子 (1953年6月3日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1977年 8 月 大阪家庭裁判所裁判所事務官 1980年 4 月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官 1988年 4 月 弁護士登録 1993年 4 月 片山登志子法律事務所開設 2005年 7 月 片山・黒木・平泉法律事務所（現 片山・平泉法律事務所）開設（現在） 2005年12月 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長（現任） 2018年 7 月 当社社外取締役（現任） [監査委員] (重要な兼職の状況) 片山・平泉法律事務所 パートナー 近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>片山登志子氏は、消費者問題の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり消費者問題や法律に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、6年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
8	<p style="text-align: center;">やま もと けん ぞう 山 本 謙 三 (1954年1月21日生)</p> <p><社外取締役候補者> <独立役員> <再任></p>	<p>1976年4月 日本銀行入行 2002年2月 同行金融市場局長 2003年5月 同行ニューヨーク駐在参事 2003年12月 同行米州統括役兼ニューヨーク事務所長 2005年7月 同行決済機構局長 2006年7月 同行金融機構局長 2008年5月 同行理事 2012年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 取締役会長 2018年6月 オフィス金融経済イニシアティブ 代表 (現任) 2019年7月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>[指名委員長、報酬委員長]</p> <p>(重要な兼職の状況) オフィス金融経済イニシアティブ 代表 株式会社ブリヂストン 社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役</p>
<p><<取締役候補者指名の理由>></p> <p>山本謙三氏は、日本銀行の理事・局長等経験者、金融・経済の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> <p>同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、5年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p>		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
9	しらかわとうこ 白 河 桃 子 (1961年4月25日生) (戸籍上の氏名) こばやし みき (小 林 美 紀) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1984年4月 住友商事株式会社入社 1988年10月 First Boston (Japan) Ltd. Tokyo入社 1989年7月 Lehman Brothers Co.Ltd. Tokyo入社 1993年10月 Decision Japan Co.Ltd. Tokyo入社 1998年2月 インドネシアに転住。同国在留中、執筆活動を継続 2002年4月 帰国後、白河桃子名義で本格的にフリーの著述活動、 講演活動等開始 (現在) 2013年4月 相模女子大学客員教授 2017年12月 東京大学大学院情報学環客員研究員 (現任) 2018年4月 昭和女子大学総合教育センター客員教授 (現任) 2020年4月 相模女子大学大学院特任教授 (現任) 2021年4月 iU情報経営イノベーション専門職大学 超客員教授 (現任) 2022年7月 当社社外取締役 (現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 相模女子大学大学院 特任教授 株式会社ジョイフル本田 社外取締役 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役
<<取締役候補者指名の理由>> 白河桃子氏は、ダイバーシティ、働き方改革、女性やミドル人材活躍推進等の専門家としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、ジャーナリスト、作家、教育者、公的な諸会議の委員として長年にわたりダイバーシティ等に関する職務に携わるなど、その経歴を通じて専門家として十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、2年です。 また、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
10	いし い しいげる 石 井 茂 (1954年7月31日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1978年4月 山一証券株式会社入社 1998年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)入社 2001年4月 ソニー銀行株式会社代表取締役社長 2004年4月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社) 取締役 2015年6月 同社代表取締役副社長 2015年6月 ソニー生命保険株式会社取締役 2015年6月 ソニー損害保険株式会社取締役 2015年6月 ソニー銀行株式会社取締役 2016年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社) 代 表取締役社長 2018年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 常務 2018年7月 ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社代表 取締役社長 2020年6月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社) 社友 (現任) 2023年7月 当社社外取締役(現任) [監査委員] (重要な兼職の状況) ソニーグループ株式会社 社友 株式会社横浜銀行 社外取締役
<<取締役候補者指名の理由>> 石井茂氏は、生命保険・損害保険・銀行を中心とした金融グループであるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(現 ソニーフィナンシャルグループ株式会社)の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、1年です。 なお、当社は、同氏が2020年6月まで取締役を務めていたソニー生命保険株式会社との取引がございますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に対する取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
11	こ ばやし みつ よし 小 林 充 佳 (1957年11月3日生) <社外取締役候補者> <独立役員> <再任>	1982年 4 月 日本電信電話公社入社 2010年 6 月 西日本電信電話株式会社取締役 2012年 6 月 日本電信電話株式会社取締役 2014年 6 月 同社常務取締役 2018年 6 月 西日本電信電話株式会社代表取締役社長 2021年 6 月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2022年 6 月 同社相談役 (現任) 2023年 7 月 当社社外取締役 (現任) [指名委員、報酬委員] (重要な兼職の状況) 西日本電信電話株式会社 相談役 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 セーレン株式会社 社外取締役 関西テレビ放送株式会社 社外取締役
<<取締役候補者指名の理由>> 小林充佳氏は、電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の代表取締役社長経験者としての豊富な知識、経験および見識を当社の経営に反映していただくため、昨年に引き続き社外取締役候補者とするものです。同氏が社外取締役に選任された場合には、企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、経営の基本方針等の業務執行の決定、執行役および取締役の職務の執行に対する監督、指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待しております。同氏は他の企業での社外取締役としての経験も有しており、その経歴を通じて十分な知識、経験および高い見識を有すると認められるため、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 同氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、1年です。 なお、当社は、同氏が2022年6月まで代表取締役社長を務めていた西日本電信電話株式会社との取引がございしますが、一般的な取引条件によるものであり、かつ、連結売上高に対する取引額は僅少であることから、同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。		

- (注) 1. 「略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況」は、2024年5月9日現在の状況です。
2. 森公高氏が社外取締役を務める株式会社日本取引所グループ (以下「JPX」という) は、2020年10月にその子会社の株式会社東京証券取引所 (以下「東証」という) の株式売買システムにおいて発生した障害およびそれを契機として東証のすべての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替え機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る東証のルールが十分でなかったことなどが認められたとして、同年11月、金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は、当該事象発生以前より、JPX取締役会において、安定性および信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っており、当該事象発生後は、JPX取締役会において、JPXが設置した「システム障害に係る独立社外取締役による調査委員会」の調査状況および同委員会の調査報告書を踏まえて再発防止措置等の事項に関して適宜提言を行うなど、その職責を果たしております。
3. 小林充佳氏が取締役を務めていた西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という) は、同氏の取締役在任期間を含む期間において、NTT西日本の一部業務を子会社である株式会社NTTマーケティングアクトProCX (以下「ProCX」という) に委託していたところ、ProCXが当該委託業務を実施するに当たり利用していたシステムを提供するNTTビジネスソリューションズ株式会社の元派遣社員が、NTT西日本の顧客データを不正に持ち出し第三者へ流出させる事象が発生していたことについて、2024年2月、総務省より委託先の適切な監督について指導を受けました。
4. 当社は、森公高氏、片山登志子氏、山本謙三氏、白河桃子氏、石井茂氏および小林充佳氏との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しており、6氏が原案どおり社外取締役に選任された場合は、当該責任限定契約は引き続き効力を有します。
 なお、当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりです。
 ・保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

5. 当社は、保険業法第53条の38の規定において準用する会社法第430条の3第1項の規定に基づき役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
6. 常務に従事する取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2第1項に定める事項を「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
7. 社外取締役候補者の選出にあたっては、その独立性に関し、取締役会で定める「社外取締役の独立性に関する基準」に基づいて確認しております。なお、同基準を満たす候補者について、「独立役員」と表記しております。
8. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会議長ならびに委員会の構成および委員長については、以下を予定しております。

取締役会議長：橋本雅博

指名委員会：山本謙三（委員長）、白河桃子、小林充佳、橋本雅博、高田幸徳

監査委員会：森公高（委員長）、片山登志子、石井茂、百合達哉

報酬委員会：山本謙三（委員長）、白河桃子、小林充佳、橋本雅博、高田幸徳

《ご参考》

「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方と各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

1. 「当社の取締役会が備えるべきスキル等」に関する考え方

「経営戦略に照らし、取締役会が備えるべきスキル等」として、当社では、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」、「生命保険事業」の9項目を特定しております。

当社では指名委員会において、毎年、取締役会の構成や取締役に求められる知識・経験・能力等（以下、スキル）に関する審議を行っており、社外取締役については、「企業経営」、「財務・会計」、「法務」、「金融・経済」、「消費者志向」、「ダイバーシティ」、「デジタル・IT」、「国際性」に関する豊富な経験と深い知識を有する方々を選任し、その高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待しております。

また、生命保険事業を営む当社にとって、「生命保険事業」に関するスキルは業務執行の決定や執行役等の監督を適切に行うために重要かつ不可欠であり、当スキルにつきましては執行役として多様で豊富な職務の執行経験を有する社内取締役が主として担うものとしております。なお、この「生命保険事業」のスキルには、「商品・サービス」、「収益管理（保険計理、経理、事業費、資本政策含む）」、「コンサルティング（リテール営業（営業職員、マルチチャネル）、ホール営業含む）」、「資産運用」、「海外事業」、「人事（教育、人事政策含む）」、「コンプライアンス・リスク管理」、「グループガバナンス」といったスキルを含みます。

9項目のスキルのうち、「消費者志向」と「ダイバーシティ」については、特に多義的な概念ではありますが、当社は企業理念「経営の要旨」の第一条に生命保険事業を通じ社会公共の福祉に貢献することを掲げており、「消費者志向」は、お客さま、社会から信頼される公正で良質な事業活動を通じ、豊かで明るい長寿社会の実現を目指す当社のパーパス（存在意義）に深く関わる大切なスキルであります。

また、当社は、「人の価値」を高めることによる生産性の向上、保険事務手続きのデジタル化やデータ価値を最大活用したコンテンツの作成・提供などにより、「人とデジタルが融合」したサービス提供を充実させていくことを経営計画の基本方針に掲げ、当社グループの2030年時点のありたい姿を、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」としております。目に見えない保険の価値をお客さまにしっかりとお伝えしていくには「人」が介在することが重要で、デジタルの力も活用し、その「人に根差した価値」を磨き続けていく必要があります。このため多様な人材が活躍できる環境を整えそれを絶えず前進させていくスキルとしての「ダイバーシティ」は、当社にとって大変重要な意義を持つものであります。そして、多様なバックグラウンドを持つ取締役の存在は、多様な視点を生み、取締役会全体の判断能力の向上につながるものであることから、取締役会の構成につきましてもその多様性を念頭に置いて検討を続けてまいります。

2. 各取締役候補者の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックス

氏名 ()内は年齢 年齢は2024年 7月2日時点。	当社における地位及び担当<注>		企業 経営	財務・ 会計	法務	金融・ 経済	消費者 志向	ダイ バーシ ティ	デジ タル・ IT	国際 性	生命 保険 事業
橋本 雅博(68)	取締役会長 代表執行役	指名委員、報酬委員	○			○				○	○
高田 幸徳(59)	取締役代表 執行役社長	指名委員、報酬委員	○				○	○	○	○	○
角 英幸(61)	取締役代表 執行役副社長 (グループ・ サステナビ リティオフィ サー)	ブランドコミュニケーション部、企画部、 主計部、経理部	○	○							○
栄森 剛志(60)	取締役代表 執行役専務	事務サービス企画部、契約サービス部、 お客さまサービス部、保険金サービス部、 契約審査部、法人総合サービス部	○		○			○		○	○
百合 達哉(60)	取締役	常勤監査委員	○				○	○	○		○
森 公高(67)	社外取締役	監査委員長		○						○	
片山登志子(71)	社外取締役	監査委員			○		○	○			
山本 謙三(70)	社外取締役	指名委員長、報酬委員長	○			○				○	
白河 桃子(63)	社外取締役	指名委員、報酬委員					○	○		○	
石井 茂(69)	社外取締役	監査委員	○	○		○			○	○	
小林 充佳(66)	社外取締役	指名委員、報酬委員	○				○	○			

<注>当社における地位及び担当は本議案が原案どおり承認可決された場合に予定している内容です。

社外取締役の独立性に関する基準

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に留意していく観点から「社外取締役の独立性に関する基準」を以下のとおり定める。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、本基準の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者（過去10年以内にそうであった者を含む）。ただし、過去10年以内において非業務執行取締役等であった場合は、その就任の前10年以内において業務執行者となったことがある者を含む。
2. 当社または当社の子会社の主要な取引先の業務執行者（過去5年以内にそうであった者を含む）。
※主要な取引先とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高（当社においては連結保険料等収入）に対する取引の金額が、双方いずれかにおいて2%以上である会社をいう。
3. 現在、当社または当社の子会社の会計監査人である監査法人の社員等である者（直近3年間において、当該社員として当社または当社の子会社の監査業務を行ったことがある者を含む）。
4. 本人または所属する団体が、当社または当社の子会社から多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタント。
※多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近3事業年度の平均で年額1000万円（社外役員としての報酬を除く）を超えるものをいう。
5. 以下に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等内の親族。
 - ・当社の役職員
 - ・上記2～4のいずれかに該当する者

以 上



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。